

社会学部創立 60 周年記念／共生社会研究センター共同開催 公開講演会

「青空のもとで生きる権利—千葉川鉄公害訴訟—審判決から 30 年」

(2018 年 7 月 14 日開催)

講演・質疑の記録

立教大学共生社会研究センター

【目次】

【当日のプログラム】	2
講師プロフィール	3
開会 小野沢あかね	4
1. 高橋勲さんの講演.....	5
2. 林美帆さんのお話.....	18
3. 岩松真紀さんのお話.....	24
ディスカッション	30
閉会 高木恒一	39

【当日のプログラム】

公開講演会

「青空のもとで生きる権利—千葉川鉄公害訴訟—審判決から30年」

2018年7月14日（土）14：00～17：00

立教大学池袋キャンパス 14号館 D301教室

社会学部創立60周年記念／共生社会研究センター共同開催

共催：公益財団法人公害地域再生センター

公害資料館ネットワーク

進行

- 14：00 開会 小野沢 あかね（立教大学共生社会研究センター・センター長）
- 14：10 高橋 勲さん
（弁護士、千葉中央法律事務所、千葉川鉄公害訴訟原告弁護団事務局長）
「青空のもとで生きる権利—千葉川鉄公害訴訟—審判決から30年」
- 15：10 林 美帆さん（公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団））
「公害裁判資料が伝えたいこと」
- 15：30 岩松 真紀さん（明治大学等非常勤講師）
「公害裁判の記録と思いを授業にどういかせるのかの模索」
- 15：50 ----休憩（10分）-----
- 16：00 ディスカッション
- 16：50 閉会 高木 恒一（立教大学共生社会研究センター・副センター長）

司会・ファシリテーター 平野 泉（立教大学共生社会研究センター・アーキビスト）

講師プロフィール

高橋 勲（たかはし いさお）さん

弁護士（千葉法律中央事務所）。1967年4月に弁護士登録（千葉県弁護士会）し、1971年に千葉中央法律事務所を創設、1984年には千葉県弁護士会会長をつとめた。また、この間、日本弁護士連合会公害対策委員会委員、全国公害弁護団連絡会議幹事長などを歴任、2001年日本弁護士連合会副会長となる。千葉川鉄公害訴訟をはじめ、労働事件や住民運動の裁判を多数手がけている。

林 美帆（はやし みほ）さん

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）研究員。博士（文学）。専門は日本近現代史。あおぞら財団の附属施設である西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）の担当として、資料館の運営だけでなく、環境教育および公害教育を担当し、西淀川地域でのESD（Education for Sustainable Development）にも取り組む。公害資料館ネットワークの事務局。佛教大学非常勤講師。主な著作に除本理史・林美帆編著『西淀川公害の40年 維持可能な環境都市をめざして』（ミネルヴァ書房、2013）などがある。

岩松 真紀（いわまつ まき）さん

明治大学非常勤講師。東海大学などでも非常勤講師をつとめる。2016年、東京農工大学大学院連合農学研究科博士課程修了。博士（農学）。1987年、北海道大学薬学部卒業。薬剤師。専門は社会教育学、環境教育学。学位論文は、「戦後農山村地域における健康学習運動の成果と可能性—長野県松川町の事例を中心に—」であり、住民の主体的な学習に注目した。住民の主体的な学習・活動という共通性から、健康にかかわる学習以外にも、公害教育、こども食堂、九条俳句訴訟などに研究の関心がある。現在、東村山市公民館運営審議会委員。近著に「食を通して暮らしをつくり守る『こども食堂』」（佐藤一子・千葉悦子・宮城道子編著『〈食といのち〉をひらく女性たち』農山漁村文化協会、2018）などがある。

開会 小野沢あかね

皆さん、本日はお暑い中、公開講演会にお越しいただきまことにありがとうございます。私は立教大学文学部の教員で、昨年からの共生社会研究センター（以下、「センター」）のセンター長を務めさせていただいております小野沢と申します。

センターは2010年4月に、国内外の様々な市民活動の記録を収集・保存・公開するアーカイブズとして設立されました。所蔵資料には、1960年代から70年代を中心とした市民活動の一次資料やミニコミ類に加えて、海外の市民活動の資料、あるいは鶴見良行氏の研究資料などがございます。センターは研究者や学生の方のみならず、広く市民の方々に開かれた場とすることを目指し、毎年1回から2回、このような公開講演会を開催しております。研究のために、また市民活動の皆さんの実践のために、ぜひ私たちのセンターを活用していただければ幸いです。

さて、本センターでは、公害関係の資料も多数所蔵しております。その中に、川崎製鉄千葉製鉄所のもたらした公害に対して、1975年に始まった訴訟に関する資料がございます。今日お話しいただく、千葉川鉄訴訟弁護団事務局長を務められた高橋勲先生からご寄贈いただいたものです。本センターではこの間、あおぞら財団の林美帆さんのご協力のもとで、またそして今日お話しいただく岩松真紀さん、それから立教大学の学生アルバイトの皆さんの尽力をいただき、この訴訟資料の整理と目録作成ということに取り組んでまいりました。詳細な目録が完成いたしました。デジタル化も進んで来ているようです。そして、今年は川鉄の責任を認めた第一審判決から30年の節目を迎えた年でもあります。そこでセンターでは、今年の公開講演会ではぜひともこの千葉川鉄訴訟をテーマにしたいと考え、今回の企画となりました。そこで、高橋勲先生、林美帆さん、そして岩松真紀さんにお話をさせていただきたいとお願いしたところ、ご快諾くださいました。

千葉川鉄訴訟資料の目録を見ると、原告側・被告側の証人の方々が、難解な科学的根拠を挙げて議論を繰り広げられていることがわかります。これらを少し拝見するだけでも、大気汚染の原因が川鉄であるという因果関係を証明することが、いかに大変なことであったのかということ強く感じさせられました。そして、原告側の証人の方々の見識や、弁護団の方々のたいへんなご尽力、その背後にある患者さんたちの強い思いや熱意、粘り強さということを推し量ることができました。今日はこうした一審判決に至るまでの長い期間、皆さま方がいかにして運動を持続・発展させてきたのか、その根底にどういった思いがあったのかということをお伺いできるということで、そしてそれを弁護団事務局長の先生ご自身から直接お伺いできるということで、私もたいへん貴重な機会だと思い、楽しみにしております。どうか皆さん、最後までお付き合いいただければ幸いです。それでは高橋先生、どうぞよろしく願いいたします。

1. 高橋勲さんの講演

「青空のもとで生きる権利—千葉川鉄公害訴訟—審判決から 30 年—」

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、弁護士をしております高橋勲と申します。この裁判、長い裁判でしたけれども、一審判決から今年で 30 周年だということで、さて、何をお話したらいいのかな、と戸惑いながら今日この会場に来ましたら、まるで同窓会が始まったようななつかしい方がたくさんいらっしゃって、うれしく、また緊張しております。この裁判資料を、いまセンターで管理していただいている。インターネットを通じて読むこともできるんですね。ほんとうにうれしい限りで、言ってみれば、子どもがこちらに厄介になっているという感じで、どうぞ大切にさせていただきたいと思います。「育てていただきたいな」と思います。また立教大学は私の娘の母校でもありますので、声がかかったら喜んでではせ参じなければならないという、そんなことも重なって、緊張しながら楽しみにして参りました。

それで、膨大なレジュメをつくりましたけれども、これを 1 時間でしゃべるつもりはありません。今日はこんなタスキを持ってまいりました。僕の書斎の机の中にいつも大事にしまっているタスキです。青空裁判原告弁護団。なつかしいですね、S さん¹。弁護士の仕事は法廷で論理を展開するだけではないということ、つねづね思っておりましたが、この 17 年の裁判運動のなかで、そのことをほんとうに痛感させられました。法廷の仕事が終わったら外に飛び出す。それが公害などに関わる、あるいは人権のシビアなたたかひに参加をするときの弁護士の基本的な姿勢ではないか。そんなことを考えつつ 30 年前のことを思い出していました。

はじめに

なぜ今、30 年前の判決を語るのか、運動を語るのか。レジュメの「はじめに」のところいろいろと書いていますけれども、要は、今なお人権のために、生きる権利を求めてたたかひしている多くの人々が、日本全国に、各地に、いろいろな分野で、おられるということがあります。これが一番目です。ささやかなではありますけれども、千葉の地でたたかひした、この青空を求めての裁判運動が、何らかの形で—教訓などということを使うつもりはありませんが—参考になればいいのかなと。二番目は、公害問題も含めて、国民の運動、あえて言えばたたかひがなければ、行政は動かない。立法も動かない。政治を動かすには、主権者である私たち国民が立ち上がり、そして声をあげていくしかない。これが今の日本の現状だと。そういった観点から見ると、ささやかな教訓みたいなものをですね、かみしめ、お伝えすることも意味があろうかなと思うのです。三つ目は、「人間ドラマ」と書きました。この長い裁判運動に関わった方々は自分の人生をかけて、人生を織り込んで、この 17 年間の闘争を支えてきた。あらためて 30 年前の記録をひっくり返してみると、「ああ、ここにはいろんな立場の人がそれぞれの立場で、いろんな思いで、人生を織り込んでいるんだな」ということを痛感し、涙が出たりしたこともあります。そうした多

¹ 当日会場におられた、千葉川鉄の社員でありながら裁判を支援していた方への呼びかけ。

くの人たちが、これは後で出た本ですけれども『私たちの青空裁判』²—このタイトルも今になって考えると、なるほどな—と思うのですが、「私たちの」青空裁判なんですね。お医者さん、患者さんはもとより、支えて下さった方々、マスコミの諸君、そして学者の皆さんが、「私たちの」青空裁判としてたたかってくれた。言ってみれば、見返りのない正義のたたかいに共感をして、そして一所懸命がんばってくれた。しかもこれは千葉の人たちだけではなくて、今日も遠く倉敷からもおいでいただいているわけですが、全国の仲間の皆さんが、我がことのように、自分の、私たちの、青空裁判というとらえ方をしてくださった。そして力を結集して、ささやかではあるけれども一歩を進めることができたのかな、そんなことをお話しするのはやはり意味があるのかな、と思いながら、ふり返ってみようと思います。

1) 「生きる権利」を求めて立ち上がった「企業城下町」の人びと

レジュメの「1」のところに、『生きる権利』を求めて立ち上がった『企業城下町』の人々』というふうに書きました。どんな状況だったのだろうか。まず、1972年7月7日の「七夕汚染」。今日、千葉でともにたたかった仲間の皆さんが何人かいますが、「七夕汚染」と言えば「あ、あれか」とわかるほどに、決して忘れることができない暑い夏のできごとでした。私たちは第一審判決を受けるにあたって、裁判所に提出した主張の総集成として最終準備書面をまとめるのですが、その第1ページに、「被害者のさげび」という項立てをしました。そこにはこう書いてあります。昭和47年つまり1972年の「7月5日から同10日迄、連続6日間にわたり千葉市に大気汚染注意報が発令された」。そして7月7日、七夕ですね、その「午前7時から10日の午前4時10分までの69時間は一度も解除されることなく、それがつづいた」³のです。そういった中で患者の皆さんはどんな思いだったんだろうか。私たちは公害問題というのは「被害に始まり被害に終わる」ということを鉄則として考えておりました。被害をしっかりと我がものにしなければ、決して訴えることはできない。裁判官に被害者の訴えを、しっかりと事実をもって訴え切れなければ、決して裁判官の心を動かすことはできない。これが原則です。では、患者さんたちはどんな思いをしていたのでしょうか。たくさんあるのですが、一つだけご紹介いたします。名前は伏せますが、のちに原告団の副団長という立場になってがんばっておられた女性です。「風の強い日特に川鉄の方からの西寄りの風が怖く、それは今でも同じく恐ろしいのです。なぜなら息苦しくなるからです。西風が吹くと私には空気が重く感じられ、いやな気分になるのです。またおこるのではないか…」、これは発作ですね、「…という予感で恐れます。眠る事も思う様にならず、海老のようにうつぶせになって静かにし、治まるのを待ちながら時を過ごすという事もよくありました。時には一晩中咳やひゅうひゅうと苦しむのを見かねて主人が何時間も背中をさすってくれたりした事もあります」⁴。

² 『私たちの青空裁判』編集委員会（編）. 私たちの青空裁判—千葉川鉄公害訴訟のあゆみ. 光陽出版社、1994年.

³ 千葉川鉄公害訴訟原告弁護団. 原告最終準備書面（第一分冊）、1987年、p.1.
<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/chiba/saiban/pdf/junbi/S23-003-011.pdf>

⁴ 前掲注3、pp.3-4.

これが、大気汚染注意報が 69 時間にわたって一度も解除されずにいた当時、蒸し風呂のような中での患者の苦しみ的一端であります。もう一人ご紹介しましょう。「常識では考えられないような咳の苦しき、胸元がけいれんして止まらない。自分の意志で止められず呼吸困難を起して、身体中の力が抜けて、息をするのに力をふりしぼって、肩を波立たせ、何とか少しでも空気を吸いたいともがいて...」。そして「薬をたくさん飲むとどうしても食欲が落ちますし、体の状態の悪い時ですから、とても何かおいしいものでもないかしらと思って想像したりしてみるんですけど、もう、そんなことしかなくて、ただ天井を見たり、窓から雲の流れるのを見たりして、横になって時間を過ごしている時が一番辛いです」⁵と。これをずっとご紹介いたしますと、枚挙にいとまがない。この苦しみは千葉の公害患者の皆さんのみならず、患者の皆さんに共通しているものなんですね。大気の四大公害訴訟と言われましたけれども、次々と提訴された倉敷、川崎、西淀川、尼崎、名古屋南部、こういった呼吸器の公害病をわずらった患者さんたちに共通する症状であり、思いなのです。

一方、その当時の日本の、世界の状況はどうだったのでしょうか。1970 年に「公害国会」というものが開かれました。それまでは、公害の基本対策についての基本法がなかった。レジュメに、公害がない、「公害」という言葉すらないと書きましたが、ほんとうにそういう時代でした。世界の流れからあまりにも遅れている状況があって、1970 年に、公害国会が開かれ、遅ればせながら公害対策基本法が制定される。日本は公害問題についての基本的な施策があまりにも遅れているわけですから、そうした法律を制定せざるを得ない。さらに 72 年、ストックホルムで国連人間環境会議が開かれ、そこで環境宣言が発表される。そこにイタイイタイ病の勝訴判決を携えたイタイイタイ病の患者さんと弁護団が乗り込む、訴えるということもありました。そして千葉から見れば忘れることができない、72 年 7 月の四日市公害訴訟判決全面勝利があります。千葉の皆さんは、先ほど申し上げたような苦しみをずっと強いられている。市に訴えても、「川鉄が原因だとは到底考えられない」というのが当時の宮内（三朗）さんという市長の発言でありました。公害課すらない、公害行政全くないという状況が続いている。その中から、「体験が教える因果関係」ということが出てきます。「どうして私たちがこんな苦しみを強いられなければならないのだろうか」と、人びとは必死に考えた。その中で「どうも川鉄、川崎製鉄が千葉工場を操業してからどんどん環境が悪くなっていった。それにしたがって、その時の流れにそって、私たちの間に、喘息や、慢性気管支炎や、肺気腫や、そういった患者さんが多くなってきたんじゃないか」ということが見えてくる。それがまさに地域の体験した皆さんの共通認識でした。そしてその地域で一所懸命診療活動をしているお医者さんも、「川鉄が原因じゃないか」と言い始める。そして全国的にも公害問題が、四大公害訴訟の問題なども含めて大きな社会問題になってくる。それを背景として、「千葉でこれだけの患者が増えているのは、川鉄が原因じゃないの？」ということになる。そして、公害塾を立ち上げてみたり、公害をなくす会を立ち上げたりという動き、今日関係しておられた方がお見えになっていますけれども、勉強しよう、研究しよう、という動きが出てきて、いろいろと議論をしたり、資料を集めたりする。その中で「やは

⁵ 前掲注 3、pp.4-5.

り川鉄が原因だよね」ということを体験が教えてくれたのではないか。そうした状況にあった現地に、私は一弁護士として駆け付けるようになりました。

レジュメには「川鉄城下町」と書きました。そもそもそこには、旧・軍需工場の一立航空機ですけれども一跡地がどんとあって、60万坪の土地が提供できる。川鉄の位置は、資料1にかんたんな地図をつけておきましたのでご確認ください。地図に「川崎製鉄千葉製鉄所」とありますが、この大きさは東京ドームの180個分くらいなんですよ。そのすぐわきに蘇我駅があります。旧公害指定地域があります。ここに皆さんが昔から住んでおられるわけですね。それぞれ個別に話を聞きますと、満州から引き揚げて苦労されている方などもたくさんおられた。その人たちは一所懸命ここで生活をしていたんです。子どもたちを育てていたんですね。ところが川崎製鉄が1950年、戦後の復興に大きな製鉄所が必要だという時流に乗ろう、ということで用地を探していた。ちょうどそのときに千葉市や千葉県が、「60万坪の土地を提供します。地方税や事業税なども免除しようじゃないですか」という誘致条例を制定して誘致に走った。川鉄の初代社長、西山弥太郎さんは「そんなうめえ話あんのかよ」と進出を決めたわけです。そもそも、大きな工場をつくるにあたって、十分な立地の研究をしないのです。これ立地してもいいんだらうか、進出していいんだらうか、その工場をつくった場合に、それが地域の住民の皆さんの暮らす環境や人体にどういう影響を与えるんだらうか、ということについても十分考察をするのが当たり前だし、すべきだと思うのですが、そういった考慮はほとんどなされていなかった。全くなされていなかったと言っても過言ではない。これがのちに第一審判決で、立地上の過失として認められます。また、大きな問題になったにもかかわらず操業を継続し、さらに増産体制を強化していったという点での操業継続の過失もある。一審判決が明確にその点を認定したのは当然です。ですから、ここに進出するにあたって、その進出の結果として地域に住む人の健康に、環境にどう影響するのだろうかということを考察の対象にしていけないということです。まさに経済優先、開発最優先です。そしてこの工場ができる。それは四日市でも同じですよ。やはり軍需工場の跡地を利用するという流れです。そういう進出の経過があった。そうしたことも、住民の間で話し合う中で次第に明らかになってきた。「これはやはり川崎製鉄の千葉製鉄所が私たちの健康被害の原因じゃないの」「どうするの」ということが、皆さんの間にずーっと広がって行くんですね。

2) 「追い風」から「向かい風」のなかで

そういうときに僕が関わるきっかけをつくってくださったのが、のちに原告団長になられる稲葉（正）さんという、県立千葉高校の物理の教師です。今日、もうお一人朝生（邦夫）さんという方がいらっしゃっています。このお二人が私の法律事務所を訪ねてこられた。その前に僕も、何度も現地には行っていましたが、あらためて「相談がある」ということで訪ねてこられた。稲葉さんは物理の教師で、自らも公害病にかかっておられました。そして千葉高の物理の教室というのは、この地図で言えば、この公害地帯の道路をはさんで右の、この枠の中なんです。ですから物理の教室には煤塵が直接飛んでくる。それを磁石で集めて「全部くっつくだろう？」と見せてくださったこともあります。そうした経験をされて原告団長になられる稲葉さんは、「何

としても川崎製鉄の責任を取らせたい」という思いで、若き弁護士であった（笑）…弁護士になって、まだ何年かなあ、67年に弁護士登録だから10年になってないんですよ。日弁連の公害対策委員にはもちろんなっていて、四大公害訴訟っていうのはすごいなあと思ってるいろいろ勉強したり現地に行ったりしていました。そして、「四日市公害判決の成果を進めるという方向で、この千葉でも裁判を準備したいんだ」と言われたんです。最初は「公害訴訟ですか…うーん」と。自分で考えていなかったわけではないけれども、いよいよやるとすれば相手は鉄鋼の独占ですからね。しかも当時、この国の環境行政が決定的に遅れていて、環境基準はできたけれども、その環境基準についてについても「これはちょっと厳しすぎるんじゃないのか」なんて言われていた。そういう時代です。

一方、公害健康被害補償法（以下、「公健法」）が四日市判決を受ける形で制定されて間もない時期で、これを充実させなければいけないというのが、国民の、患者の皆さんも含めた要求でした。財界はどうか。逆です。あんな厳しい環境基準を制定されたらかなわない。公害健康被害補償法といっても、これは個々の患者を診れば非特異性疾患だから、大気汚染が原因だなんて一律に決められるものではないと。ニセ患者論です。こういった不満が、当初から財界の間には残っていました。それらをまとめて相手にしなければならぬのだから、容易な訴訟ではないな…と私もビビりました。しかし、もっと衝撃を受けたことがあります。稲葉さんたちに「四日市公害訴訟を先に進めるというのは、どういうことですか」と聞いたら、当時、850万トン体制⁶ということで6号高炉をつくるという計画があったんですね。今でも患者が出ているにもかかわらず、もともと650万トン体制だったのを、さらに850万トン体制にするというので、この地域の公害はもっと激化することは明らかだ、と批判をしていた矢先に、県が建設を認めるような動きが出てきた。これは「まずい」ということで、稲葉さんたちは「3つの柱で訴訟を検討してほしい」というお話をされたのです。

一つは、6号高炉という新たな公害発生源となる部分については差し止められないかと。つまり差し止訴訟です。2番目は、「環境基準があるじゃないか」というわけです。SO₂、NO₂、SPMの3つの物質については、国は遅ればせながら環境基準を定めざるを得なかった。これを差し止める、つまり「これを超える汚染になる排出をやめろ」という要求はできないんですかね？と。僕はね、その瞬間を今でも忘れることができない。「これはすごい発想だな。しかしこれは当たり前のことなんだ。無理難題を言っているんじゃない」と思いました。国が科学的な検討をしたうえでつくった基準ですからね。それを住民の側が、「これを超える汚染をするな」と裁判の柱として出すことについては十分あり得るんじゃないか。しかし、これまでそういう訴訟をやったことがない。私もこれは困りました。そして、当時全国でたたかっている公害弁連の皆さんに、先輩方も含めて相談をし、そして学者の皆さんにも相談をしたうえで、それを請求の趣旨として裁判の柱にしようじゃないか、ということでできあがったのが、この千葉川鉄公害裁判の3つの柱です。一つは、公害拡大につながる6号高炉の建設をするな。のちに操業が強行されますので、操業停止に変えることになりましたが、つまり6号高炉の問題です。2番目は、環境基準を超

⁶ 1号高炉を廃止して6号高炉を増設し、年間粗鋼生産能力を200万トン引き上げる計画だった。

える汚染をするな、少なくとも原告の居住地にそれを侵入させるな、という趣旨。そして3つ目は、当然のこととして責任が川崎製鉄にある以上、公健法に基づく一定の支給がなされたとしてもきわめて不完全なものであり、それを前提としても川鉄の責任は免除されるわけではない。損害賠償責任は当然ある、ということで損害賠償請求。この3本の柱を、半年くらいかかったかなあ、やっとこれで行けるかなと。学者の皆さんにも何人にもご相談申し上げて、立教大学の当時の民法の権威であられた淡路剛久先生—「ゴウキュウ先生」とぼくら言っていますが—にもご相談申し上げました。そのようにして請求の趣旨をつくり上げたのでした。

なにしろ四日市公害判決が1972年7月に出たのに続く大訴訟でしたし、他にもまだ、大気汚染で苦しむ仲間たちがたくさんいたわけですね。西淀川も含めて。だから「まずはここでやってしまおう！」ということでやってしまったものですから、あとが大変だったんです。でもとにかく決断をして、「追い風」の中で提訴の準備をしたというのが実態です。

しかしその追い風は、提訴して間もなく向かい風に変ることになります。お配りした資料2に、新聞記事を2つ入れておきました⁷。千葉日報の記事ですが、実際に文章を書いたのは共同通信の諸君のようです。「向かい風の中の判決」。つまり向かい風が、逆風が提訴後まもなく一気に吹きまくったということです。なにしろ私たちの請求の中の2番目の問題として先ほど挙げた、「環境基準を超える汚染を出すな」というのは、当たり前だけでも財界にとってはえらい要求ですから、これは許すことはできない、というのが当時の財界の人々の率直な印象だったのでしょう。新日鉄出身で当時参議院議員だった藤井丙午という人がいます。この藤井丙午さんが、参議院の公害対策及び環境保全特別委員会の質問のなかで、このような、つまり千葉川鉄訴訟のような裁判が許されるならば日本の企業はつぶれてしまう、という趣旨の発言を堂々としておられました⁸。これはたんに藤井丙午氏だけの個人的な感想ではなくて、まさに「あんな訴訟を次々起きたらかなわんな」「なんとかせいや」ということだと思えます。ですから住民の常識、健康を守るための常識が全然通用しなかったという一事例であります。

さらに公健法についても、「これは負担が多すぎる」「ちょっと無理だよ」ということで、なんとかこれをもっときつくすべきじゃないか、という動きも同時に出てくる。こうして向かい風がどーんと吹いてきたのです。

まさに追い風の中で千葉川鉄公害訴訟を提訴した、1975年5月26日。この日に、勇気をもって千葉川鉄の周辺の皆さんは立ち上がったんです。そのときの新聞記事等は、衝撃を与えたという点を伝えていましたし、またマスコミの現場をよく知っている記者諸君も「よくぞやった」という雰囲気でした。その後、提訴から判決までの新聞記事を全部この本⁹にまとめたのですが、それを見ると、提訴したときの報道には「よくがんばったね」という雰囲気が表れています。記者会見をしたときに、「何年くらいかかるもんですかねー」と聞かれました。僕もなにしろ元気だっ

⁷ 「向かい風の中の判決—川鉄公害訴訟（上・下）」千葉日報、1998年11月11日・15日。

⁸ 第75回国会 参議院公害対策及び環境保全特別委員会議事録第9号、p.2
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/075/1570/07506181570009.pdf>

⁹ 千葉川鉄公害訴訟団。千葉あおぞら裁判記録集出版事業。「あおぞら裁判」千葉川鉄公害訴訟の記録—新聞記事編一、2010年。

たですから「まあね、5年もあれば何とかなるでしょう」（笑）って答えたことを今でも鮮明に覚えていますね。5年で…結果的には1審判決まで13年でしょう？なぜこんなに長くなったか。これは、反省もあるんですよ。僕も含めた弁護団の責任がないわけではない。それと同時に、これほど長期にわたってたたかわざるを得なくなったその原因は、申し上げたような財界の側の論理、「公害なんてのはそもそもないよね」「大気汚染はもう解決しているはずだよ」という理屈があります。それから「環境基準3物質について、あれを差止の訴訟の判断基準にされたらかなわんね」「そんなことやったら企業はできなくなるよね」という思惑。そして公健法は責任論を前提としたものではないにもかかわらず、多額の補償をさせられるのに、それを上回るものを「加害責任」ということで、訴訟で請求されたらかなわん。こんなのはぶつつぶしてしまえ—というふうに彼らが考えたことは間違いのないわけです。そのことが、藤井丙午氏の国会における発言にも表れている。

当時はそういう意味ではたいへんだったですよ。マスコミの諸君たちは一所懸命書いてくれたんですよ。でもそうじゃない、おかしな雑誌だったたくさんあります。そういったところには揶揄するような記事もたくさん書かれました。そんな向かい風が吹き始める中での法廷闘争を、私たちはずっと長いことやらざるを得なかったのです。

3) 「向かい風」のなかで、被害者たちはどうたたかったのか

では、向かい風の中で被害者たちはどうたたかったのかということ、レジュメの2ページに少し書いておきました。とにかく、患者の皆さんが変わりました。患者さんの苦しみは、先ほどごく一部分ですがご紹介したように、ほんとうに大変なわけですね。この人たちが、レジュメには不遜な書き方をしていますが、最初は「泣く患者」だったのが、「前を向いてたたかう患者へ」変わっていく。きわどい書き方をしてしまいましたが、ほんとうにそうなんです。最初のうちは泣いてばかりいたかもしれない。僕には涙を見せなかったかもしれない。だけれども、その人たちが次第に変わっていくんですね。「私たちは被害者なんだ」「なんで高橋さん、ピラをまかなきゃあかんのですか」というわけです。今日はピラを少し持ってきましたけれども、こんなピラを皆さんが次々につくるわけです。で、それを患者さんたちにまいてもらう。患者が先頭に立たなければたたかいはできないじゃないか、ということで、もちろんお医者さんたちや看護師さんたちもついて、駅頭でまく。地域でまく。そんなこともやらざるを得ない。次第に支援する会などが結成されて、「自分たちは公害患者ではないけれども、ともに一所懸命やろうね」という人が出てくる。つまり「見返りのない正義のたたかいに対する共感と支援」ですよ。そういう人たちが、自分のことのようにピラをいっしょにまいてくれる。そういった姿を見て、被害者は立ち上がった。その変化はとても大きかったと、今あらためて考えます。それと同時に、「自らの課題としてとらえ、真に立ち上がった全国の仲間たち」がいまいました。今日おいでの方もいらっしゃるし、あとでまた林(美帆)さんからもお話があると思いますが、大阪・西淀川の人たち。親戚ですよ。つまり、倉敷、川崎、尼崎、名古屋南部、そしてそのあと東京と続くわけですが、こうした大気汚染とたたかった仲間たちはほんとうに、親戚以上の親戚です。この人たちが「千葉を勝たせることが、自分たちのたたかいの前進につながるんだ」という認識を持っていた。

私たちにとって、体験的に「川崎製鉄が原因だ」「あそこが加害企業だ」ということはだいたい常識にはなっていました。提訴して、いろいろと勉強し、また彼らの法廷における対応などを見て、「やはりあそこはおかしい」ということは確信になっていた。でも裁判で勝つには、裁判で認めさせるには、やはり科学の力が必要です。一方では財界の主張が、被告である川崎製鉄の主張として現れてくるわけです。「公害はもうすでに終わった」「公害はもうない」「ニセ患者がいる」。それから因果関係のことがあります。川鉄から排出した煙がずーっと大気汚染となって、公害地域に吹いて来て、それが患者の皆さんの体をむしばむ。その因果関係を立証するというのは容易なことではない。体験的には明らかなんですね。それはそうです。昔はきれいな空気があって、元気で子どもたちを育てていた。それが、だんだんだんだん体がむしばまれるようになってきた。そういう体験に裏付けられた真実はゆるぎないものであった。けども、それをしっかりと科学的に立証するということがどうしても必要なわけですね。逆に言うと財界の方にすれば、川鉄訴訟をつぶすことが環境基準の後退を推進する論理につながるし、公健法のとりつぶしにつながる論理にもなる。だから必死に財界の主張を被告川鉄の主張として法廷に出してきたと言うのが実態でありました。これはおそろしかったですね。だつて次々として出てくる科学者は、著名な科学者ばかりですから。

一方、私たちの味方になってたかってくれた科学者の皆さんもいます。とりわけ今でも忘れてはならない恩のあるお二人の名前をレジュメに載せておきました。淡路先生も含めてたくさんの先生に助けられましたが、まず吉田亮さん、疫学、公衆衛生学部長¹⁰。この人は高台からずっと見ておられた。患者の皆さんの動きについては全部掌握していた。川鉄のやり方の汚さについてもよく見ておられた。その方が、公衆衛生学者として疫学調査をやり、知見を次々と発表されておられた。これが原告たちの患者たちの、また若き弁護士たちの主張を裏付けるとても大事な疫学証言、疫学立証となっていくんですね。それに対して被告側は、「吉田疫学は間違っている」というキャンペーンを、学会挙げてやろうとした。しかし吉田先生はゆるぎなかった。そしてそれをさらに裏付ける形で、レジュメに挙げた塚谷恒雄さんという方—助手時代から僕は付き合いがありますけれども、統計学的な観点からの知見が非常に優れた、ノーベル賞もらうんじゃないかと言われたくらいの方でした。残念ながら亡くなりました。この方もあらためて吉田疫学の優れたところをきちんと再検証するという論文を次々と発表されて、そういう形で学者の皆さんのご協力を得ることもできた。一方では、財界の主張を支える多くの学者たちも（これについては、今日は言いませんが）次々と出てきました。日本だけでは足りないということになれば、イギリスからも連れてくる。お金に糸目をつけずに全国・世界から連れてきて、財界の論理を川鉄の主張という形で組み立てて法廷に出してきた。これが長期化の原因であり、不可知論になる危険性を法廷にもたらした。法廷を不可知論、つまり「よくわからへん」というふうにしてしまうという戦術だったように思います。

その根本にあるのはやはり「鉄は国家なり」という考えです。要するに鉄鋼産業というのはその辺の普通の企業とは違う。国の経済を支える、根幹を支える基幹産業である。だから何だ？ということですね。主権者である国民の健康を害していいのかが問われているのに、背景にはそれがあつた。

¹⁰ 吉田亮（1924年1月25日 - 2004年7月27日）。当時千葉大学教授、1984年から医学部長、1988年からは学長を務めた。

それが疫学的因果関係否定論、公害否定論、ニセ患者論となって現れてくる。ニセ患者論との関係でいえば、この講演会が始まる前にちょっと昔話をしていたんですけども、それぞれの患者の皆さんは、いろいろな病気を抱えている場合がある。それはありますよ。皆さんだって、僕だって、病気の一つや二つ持ってたっておかしくはないわけですよ。それから、中にはたばこを吸っている患者さんもいました。でも、だからといって大気汚染の影響はないって言えるのか、ということです。それから大気汚染を原因とする疾病、例えば喘息や慢性気管支炎のような病気は多要因です。そういった意味では大気汚染がすべてではないことは明らかです。加齢も大きな意味での原因の一つです。だからこそ、多因論、ニセ患者論を主張するために、被告側は探偵を雇って個別の人を尾行する。(患者さんが)パチンコ屋に行ったら、後からパチンコ屋に入って隣に座る。そしてその人がたばこを吸った瞬間を何らかの形で写真に撮って、それを証拠に出す。こんなえげつないことまで彼らはやって、自らの公害責任を免れようとしてました。

では司法の場で、正義の司法と言うならば、そういった主張が通るだろうか、ということが全国から注目されていました。しかもしっかりと大気汚染の影響を認めさせ、「環境基準を守れ」という要求がいかにか常識的な要求であり、ささやかな要求であるかということ司法の場で認定する。そして、公健法によって一定程度補償はされたけれども、それでは決して十分ではないと。やはり命の値段、健康の値段は、値段をつけるならばそんなに甘いものではない。命は、健康は重いということをしかりと判決に書き込ませるためには、私たちはそれを支える世論をつくらなければいけないと考えました。

4) 千葉地裁判決を私たちはどうむかえたか

そうした中で、1988年の11月17日、少し話を進めることにいたしますが、第一審判決を迎えることになりました。そして、判決予測。長いたたかひをやってきましたから、このときは全国の皆さんも心配して大勢、千葉までかけつけてくださいました。前の晩からです。それまでも何回も何回も現地対策会議をやったりして、今日来てくださってる方にもいろいろとお世話になったんです。倉敷からわざわざ来てくださる、そういう方々と作戦を練った。判決前夜・判決予測のことは、ちょっとお話をしておきましょう。

まず、弁護団事務局長の私が、法廷でどの旗を選ぶか。これについては、ぼくがサインを出して、それを合図に若い弁護士が飛んでいくという役割分担をしていました。いやー。7本用意していた、7本！声明文も。あとで考えたら、これはね…多すぎた(笑)！要するに2本でよかったんです。川鉄の公害責任「認める」「否定」これだけでよかったんだね、あとで考えたら。だけど正直なものですから、僕はね。損害賠償の場合、差止認められた場合、損害賠償が一部認められた場合、何か落とされた場合とかいろいろ考えたら頭が混乱しちゃってね。しかも判決の言い渡しというのは、今の原発訴訟のような形で、差し止めの場合は「原告勝訴」「被告勝訴」のような単純なものじゃないですからね。判決もごちゃごちゃ言うわけです。だから判決要旨を持ってきたのだけれども、最初のうちはわからないのです。だから僕もブルブルふるえちゃって、何だかわけがわからなくなっちゃって、とにかく「損害賠償一部勝訴」という垂れ幕を用意していたから、「それを持ってけー！」って言う

て、弁護士がすっ飛んで行ったんです。でも聞けば聞くほど、川鉄が論理として提出した、「公害はなくなった」「公害は終わった」「疫学的因果関係＝吉田疫学は通用しない」といった論理を一つ一つ全部つぶしていくんですね。確かに損害賠償額は低かった。でも、一番大事なのは、財界の主張である大気汚染全否定論を認めさせないことでした。「疫学的因果関係なんてだめだ、あんなのはニセだ」「科学的には全く裏付けがないものだ」とまで言われたんですから。これを認めさせてしまったらえらいことだと思っていたら、その点については完全に勝っているんですね。それで早速今度は旗を、「賠償勝訴」に変えようということになって変えたりして、また混乱させたりしているんですけどもいろいろありましたが、とにかく一審判決は、なんとか全国の皆さんに支えていただいて勝った。患者の皆さんも、まなじりを決してたたかう中で成長し、若き弁護士たちも十何年やっていくなかで少しずつ成長し、地元の支援する皆さんには激励をしていただき、そして西淀川をはじめとする全国の患者会の幹部の皆さんには、大変心配をさせて、お尻を叩いていただいて、なんとかかんとか一審では勝つことができました。そのあとずっと続いている訴訟については、あとでお話が出ると思えますけれども、おかげさまでその流れが強まって行く。不十分な成果でありましたけれども、なんとか持ちこたえることができたということです。

5) 判決を受けての私たちの行動と川鉄の社会的使命

判決の日について、思い出話をしましょう。じつは今でも弁護団が時々集まって話はじめると、一晩、お酒が入ったりしたらたいへんなことで、一晩しゃべっちゃうんです。「あのときこうだったよね」「お前あのとき何やってたんだ」とかね。そんな話が出るほどに、ほんとにたいへんなたたかいをやったのだと思います。それで一点だけ、企業というのはこういうことをやるもんだということだけ、ご紹介をしておきたいと思います。いつもお話すエピソードなのですが、強制執行をする、一審判決が出たら直ちに差押えするというのが、公害裁判の常道です。ですから、判決が10時に言い渡されたら、10時30分の電車に乗ってどこに行く、とか全部決まっていたわけです。また強制執行をするには、執行官と事前の根回しを何度も何度もしておく。そして判決後ただちに、10時半に、千葉地裁を出発して川鉄の工場に乗り込む。乗り込んで何を押さえるかというところまで全部予測しておくわけです。押さえる時間が遅れてしまうと、執行停止決定が東京高等裁判所で出される危険性があったからです。少し技術的な話になってしまいますが、加害企業というのはこういうことまでやるんだ、ということをおわかりいただきたいからです。つまり、一審判決で仮に認められたとしても、とりあえず控訴して執行停止の決定を高等裁判所で取れば、一審の決定について直ちに仮執行はできないというルールがあるので、それをなんとか被告側はやろうとした。そのためには時間稼ぎをする必要があります。そこで彼らがやったのは、強制執行の際には現金から差押えしなければならないというルールがあるので、まず執行官は川鉄工場の金庫に行くわけです。その金庫の中に彼らが用意したのはバラ銭です。8900万円の国債、そして現金19万円。現金の内容は1円、5円、100円などの小銭がほとんどです。これを1個1個かぞえるには相当時間がかかるので、その間に東京高裁で執行停止を取ってしまうという作戦です。これは、加害企業は時々やる手で、富山のイタイイタイ病のときは段ボールの中にお札をいっぱい入れて、全部封を切ってばらばらにしておいておきました。今回

は小銭じゃらじゃらですから、数えるのに夕方までかかるわけです。一円でも間違ったらたいへんなことですから。そういう時間稼ぎの中で東京高裁がどうなるか、ということだったのですが、さすがに東京高裁、執行停止は却下されます。ということで差押えも最後までやることができました¹¹。

6) 「向かい風」のなかで、私たちはなぜ「勝つ」ことができたのか

こうして次のたたかいは全面解決を求める控訴審へ、舞台を移していくわけです。

今日は一審判決までということだったのですが、その後日談も含めて申し上げておかなければいけません。一審判決はかろうじて、多くの皆さんの支えにより勝つことができました。マスコミの皆さんの役割についても一言言っておきたいと思います。なぜなら、今、マスコミのあり方が社会的にも世間的にも問われていると思うからです。この中にもマスコミを志望しておられる学生さんもしらっしゃるかもしれない。マスコミの人たちの役割は極めて大きい。真実報道です。忖度なんかする必要はないということです。この新聞記事をまとめた本の中に、私はこういうことを書きました。「訴訟の提起から一審千葉地裁勝訴判決、そして東京高裁での和解、その一連の訴訟の経過は多くのマスコミの注目を集めた」。そして、「公害の現場におもむき、公害患者の声にはじめて接した新聞記者たちが、「公害の原点にふれたおもいがする」「今までの報道のあり方をもう一度考え直した」と述べていたことを忘れない。現場の第一線の記者の書く記事には、真実を直視し、患者たちの苦しみの原点をすどく解明し、この国の環境行政、そして財界の姿勢をきびしく問いただす、いわば"記者魂"を貫く秀逸なものも少なくない」—このように書かせていただきました¹²。これは期待を込めての文章です。これはやはり、とても大きいのです。つまり、裁判官たちは世論を無視して判決は出せないんです。いま、原発ですとか、沖縄の基地公害の問題など—私も基地公害の調査に何度も何度も沖縄に行っていますが—基地の問題は、沖縄の人びとにとってはまさに命の問題じゃないですか。そういったものを裁判官が裁くという場合は、やはり世間の動きがどうなっているのかを気にしている。その世間の動きを知るすべの一つはマスコミの動向です。そういう意味では、マスコミの皆さんと僕たちの関係というのはとても大事だということを、今あらためて考えてますし、全国でたたかわれている人々も、もちろん大気汚染公害とたたかった倉敷や西淀川の皆さんも、マスコミ対応ということを非常に重視されましたね。記者にはしっかりと真実を書いてもらおう、現場に来てもらおうと。現場に来た記者は必ずいい記事を書きます。弁護士も、最近は現場に行かない弁護士が増えています。「何やっているんだ！」と僕は事務所で怒るのですけれども、まあ僕の事務所にはあまりそういう人はいませんが、やはり現場に行くと感動してはじめて、記者もいい記事が書けるんですね。お医者さんだってそうです。やはり現場に行くと患者さんと接すると、「ああ、この人は救ってあげなければならぬ」と思うんです。マスコミの皆さんだってそうです。そうして報道されたことが世論になっていったときに、それが回り回って裁判官の意識に大きな影響を及ぼすということは、私たちの長い大衆的裁判闘争の経験です。大衆的裁判闘争なんてあまり耳慣れないことを言っていますけれども(笑)。

¹¹ この日の詳細は、前掲注2『私たちの青空裁判』の「判決ドキュメント—1977.11.17」(pp.153-163)に書かれている。

¹² 高橋勲、「あおぞら裁判」千葉川鉄公害訴訟の記録—新聞記事編—発刊にあたって、前掲注9、千葉川鉄公害訴訟団(2010)、p.1.

裁判と言うのは当事者だけではなく、多くの皆さんの共感を得て、「あれはやっぱり無罪だよ」という世論になっていく、そうした世論をつくられているときの、裁判官の姿勢は全然違うということだ。僕にも、裁判官に進んだ法曹の仲間たちがたくさんいます。もう 50 年たちましたから、同窓会とかをやるわけです。裁判官になって最高裁判所の判事になった人も、司法修習生の同じクラスにいます。そういう連中と一杯やっていると、言いますよ。「あのな、高橋な、俺たちだって社会の一員だから。世間の動きがどうなってるかってこと、判決書くときはやっぱり意識するよね」と言うんです。そうなんです。だからそこに僕たちは、大衆的裁判闘争によって、つまり世論を喚起する中でいい判決を出させていくことが大切だと。「裁判官がんばれ」という声を上げていくことがどんなに大切かということを考えている。そういう目で新聞記事をあらためて読むと、とてもおもしろい。今日は社会学部の関係の方もいらっしゃるでしょうから、社会学の検討の対象になるのではないかと思っ、あえて申し上げた次第です。

7) 控訴審のたたかい

では、最後の「控訴審」について少しお話いたします。

川鉄の方は判決後、なかなか全面解決の交渉のテーブルに乗ってこなかった。そこで高等裁判所で、中身的には 2 年、実質的には 88 年の 11 月 17 日が一審判決で、最終的に和解で解決するのは 1992 年の 8 月 10 日ですから、4 年も時間がかかってしまった。この間のいろいろな経過については、つぶさには申し上げることはできません。しかし彼らは、控訴審でも同じような蒸し返しをしてきて、再び科学論争が展開されることとなります。

この前にちょっと話がさかのぼりますが、レジュメの 3 ページの 5 のところに、「二人だけの対面」と書いたので、「誰のことだろう？」と思われているかもしれませんから、ちょっと釈明しておきます。弁護士というのは、全面的に対決する事件で長いことたたかうと、情が通ずる時があるんです。不思議なものです。向こうの弁護団の責任者がいて、こちらの弁護団事務局長はぼくでしたから、折衝などはどうしても二人が前面に出てしまう。それで、一審判決を受けて、私たちは川鉄の本社に乗り込んだ。そのときに、私たちを「入れる」「入れない」で大騒ぎになるわけです。最終的には僕だけが最上階にある川鉄の部屋に上がることになった。そこで全く二人だけ、向こうの弁護団の実質的な責任者と二人だけになったんです。そのとき、彼の手には一審判決の判決文の要旨が握られていました。彼は、「高橋さん、負けた」と一言言いました。これは誰にも言ったことがありません。彼も、もう亡くなりました。そういう意味では、お互いによくがんばった。だから解決の道を探ろうと思ったんです。「これをきっかけにして、また引き延ばすことはやめようじゃないか」と言ったんですけれども、やはり川鉄の本社の意向としては、「こんな判決はとうてい認めるわけにいかない。控訴だ」ということで、控訴に対して全力を挙げようというのが本社の方針でした。

それにしたがって、また同じような、またはそれ以上にシビアな科学論争が展開される。その中で、1991 年の「控訴審のたたかい」のところをご覧くださいますと、7 月の第 9 回弁論で実質的な立証が終了し、1991 年の 11 月 28 日に東京高等裁判所で最終弁論を行いました。何しろこの弁論というのは、最終準備書面とかなんとか、膨大な数になるのです。当時は事務所にパソコンが普及する前で

したら、たいへんなわけです。それでもなんとか 1991 年 11 月 28 日に東京高等裁判所での弁論を終結し、判決言い渡しということになりました。そのときに私たちは、満を持して、西淀川をはじめ次々と提訴された川崎・倉敷・名古屋南部・尼崎、そういった皆さんと相談をして、解決をさせよう、これ以上長期裁判は無理だ—というよりも、やらせてはならない、という立場をとりました。そこで、解決勧告を求める、和解勧告を求めることとなります。解決勧告を求める申し立てをする、つまり和解で解決できるかどうかという協議をしました。したのですが、最終的には決裂をしたわけです。そして判決言い渡し期日は、1992 年の 8 月 10 日午前 10 時に指定されました。じつはその時にはもうすでに、一方では和解協議の瀬踏みをすると同時に、裁判所は判決文を書いていました。「まぼろしの判決」とレジュメに書きましたが、まぼろしの判決になってしまった。僕は、その判決を見たい、心から見たいと思いました。だけど、それはまずい。今回は逆に、判決では勝つという確信がありました。負けるはずがない。原告の皆さんもそうおっしゃっていた。でもこの場合、たくさんの大気汚染公害訴訟の課題はあるけれども、それは全て千葉で解決しなければならない問題ではないということでした。「後続する私達もやるよ」ということで、千葉についてはこれで解決する。そして解決したこと自体が次のたたかいつながっていくのだ、という議論になり、僕も納得して、まぼろしの判決でがまんしようということになったのです。最後に、高等裁判所の裁判官と和解の可能性について折衝するとき、このまぼろしの判決を書いた主任の裁判官がわきに座っていました。その人が、くやしそうな顔をしていました。それはそうでしょう、プロですから。自分で一所懸命考えて、一年以上考えてまとめた文章がすでにできあがっている。8 月 10 日が判決言い渡しの期日で、その一週間前までぎりぎりの攻防をやったわけですからね。その陪席をとめて、裁判長は、岡田（潤）さんという裁判長だったのですけれども、「君、いいから、いいから、これは解決しようよ」という方向を出した。そこから徹夜の折衝を続けるわけです。おかげさまで、8 月 10 日の午前 10 時の期日を解決のための和解協議の法廷に切り替えることになったのが、8 月 5 日の深夜でした。そういう話になってくるといろいろありますが、時間がもうなくなりましたので、結論部分だけ申し上げます。

8) 東京高裁での和解成立：1992 年 8 月 10 日

とにかく、決して十分な謝罪とは言いがたいけれども、初めて代表権のある役員¹³が法廷で謝罪をしました。そして損害金額についても、一審判決の 3.4 倍にあたる 2 億 6500 万円を払うということになりました。これは全額払わせました。また、千葉地裁判決の維持という点について、被告側は裁判の取り下げを強硬に主張しました。でも取り下げはしない、だから法的には一審判決は残る、という形に私はこだわりました。ということで、不完全なところがあるなど批判はいろいろあるが、これで行こうということで、全国の皆さんにも事前に全部相談をしました。8 月 5 日に至る前は、ほとんど全国の皆さんが東京に結集してくださいました。その方々とも相談をし、もとより原告の皆さんについても、千葉で皆さんに集まっていただいて相談したうえで、「これで行こう」ということにした。そして高等裁判所の法廷で和解成立ということになって、外に出たら真夏の太陽があった、ということでした。青空裁判の青空—まことにきれいな青空が広がっていた。

¹³ 門田研造副社長（当時）。『私たちの青空裁判』、p.28.

日比谷公園のすぐわきに川鉄の本社があるのですが、急きょ全国の皆さんといっしょにレストランを借り切ってパーティーをやりました。初めてです。一審判決のときに一所懸命書いてくれた記者の諸君にも声をかけて、電話で「おい、終わったぞ！」と。そうしたら東京本社に転勤をしていた記者の諸君は、何人かはかけつけてくださいました。その方々とは、僕は今でも付き合いがありますけれども。そういった人たちも来て、みんなで祝ったということです。

そのあと、次々と続いている裁判の支援に入っていくと。残念ながら千葉では、西淀川でやっているように財団をつくってしっかりやる、というところまで行きませんでした。いま、川鉄周辺地域の大气汚染は、当時のすさまじい状況からみたら改善はされているということだろうと思います。また新しい問題も起こってますけどね。2003年に日本鋼管と川鉄は合併してJFEスチールになり、主力工場は倉敷の水島の方に移転しました。

9) 17年の裁判闘争は、今、私たちに何を残し語りかけるのか

あとで討論があると思いますが、申し上げたいのは、「権利とはいつもたたかいを通じて勝ち取られるものである」ということです。これはドイツの法学者、イェーリングの言葉ですが、やはり権利のためにはたたかわないといけない。そして二番目は、被害者のたたかいに共鳴した人々のたたかいが、国の行政を動かす、大企業を動かすということ。そして「人間ドラマ」。こういうことが、いまあらためて考えてみても大事だ、ということをつくづく感じました。僕も弁護士生活52年になりましたが、この事件にかかわったということは、ほんとうに弁護士として誇りであり、よかったなと思っています。今でも法廷のことを夢に見るのはこの事件です。僕だけではもちろんいわけで、この事件にかかわった弁護団の皆さんは、そういう思いをいまも持っているはずです。そして今日来てくださっている、ともにたたかった患者会の仲間たち、そして支援する会の仲間たちも、やはりそんな風にこの裁判を大事に思っておられるのではないのでしょうか。以上です。ありがとうございました。

司会： 高橋先生、ありがとうございました。今日は外がものすごく暑いと思っていたのですが、高橋先生のお話のほうがもっと熱かったです。すばらしいお話をありがとうございました。それではあおぞら財団の林さんのお話に入りたいと思います。ちょっと会場のセッティングを変えますので、お時間をいただければと思います。

2. 林美帆さんのお話

「公害裁判資料が伝えたいこと」

皆さんこんにちは。あおぞら財団の林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ほんとうに、高橋先生の熱いお話を伺って感動しています。この熱い気持ちをなんとか後世に伝えてい

けないものかと思って、活動をしています。

1) 全国にあった大気汚染公害

レジュメに、公害資料館ネットワーク¹⁴でこのたび製作した展示パネルの一部を掲載しています。公害の認定患者さんの一覧表をつくらうということで、「公害認定」に関しては、いろいろ問題があるんですけども、全国にどれだけ公害患者さんがいらっしゃるのかをわかりやすくするためにつくった表を載せておきました。若い人たちとお話するとどうしても、「公害といえば四大公害」というところで終わってしまって、じつは東京も公害地域であるということを知らない。今日おいでの方はご存知の方が多いとは思いますが、私が活動している大阪も公害地域なのですが、そういうことがあったということを知らない人が非常に多いんです。そういう意味で、これだけ日本には「公害患者」と認定され、救済された人たち—もちろん救済されない方たちもたくさんいて、そこが問題になっているわけですけども—がこれだけいるということ、まずお示しさせていただきました。

皆さんの中には、釈迦に説法のような方もいらっしゃる一方で、聞いたこともないという方もいらっしゃるだろうと思うのですが、公健法という法律があります。お示した一覧表は、この公健法という法律で救済された患者さんたちで、一種と二種に分かれているうちの、大気汚染の患者さん、一種は大気汚染の患者さんたちです。一応、汚染者負担の原則に基づいて、日本全国の汚染物質を排出している工場から、汚染負荷量賦課金という税金とは違うお金を集めて、患者さんの医療費と障害補償費、そして公害保健福祉事業、つまり予防のために使われるお金として配分することになっている。先ほど高橋先生がおっしゃってくださったように、四日市の裁判が契機となって全国の患者さんたちが救済されたのは、この制度です。それが1974年に施行されるわけですが、1988年には新規の患者認定が打ち切りになってしまう。これを「公健法の改悪」と公害患者さんたちが呼びます。

千葉の大気汚染の裁判は、この新規認定が廃止になった直後に出た判決で、「公害冬の時代」と言われる中での判決でしたので、全国の公害患者さんたちがとても注目していたのです。

四大公害裁判と大気汚染公害裁判の図を示しますが、四大公害裁判が起こって、とくに四日市の裁判で患者さんたちが勝訴したのは、大気汚染で苦しんでいる各地の患者さんたちにとっては、まさに希望のともしびでした。これで自分たちも裁判を起せるかもしれないと思えた。千葉の場合は準備が2年で終わって、先に提訴できた。他の地域ももちろん、やりたいと思ってずっと準備してるんですけども、じつは西淀川などは、川鉄のように「あの企業ができてから大気汚染が悪くなったんだ」というようなことが、とても言いづらい大気汚染でした。戦前から大阪は工業地域でしたので、大気汚染があるイコール繁栄のしるしという考え方で来ている地域なので、どこの工場が悪いのかがよくわからないような状態でした。コンビナートがばーんとできて汚染が出てきたわけではない。でも患者さんがいることはわかっている。そんな地域でどうやって裁判を起せばいいのだろうか？ということで、提訴が遅くなっていきます。ですから、千葉、大阪・

¹⁴ 公害資料館ネットワーク。「公害資料館ネットワークとは」<http://kougai.info/about>

西淀川、川崎、倉敷、尼崎、名古屋南部、東京という形で続々と裁判を起こして行って、2007年の東京の裁判の和解までずーっとどこかで裁判をしているという状態にあったわけです。ほんの10年前まで大気汚染公害の裁判はやっていたのです。

2) 西淀川から見た千葉川鉄訴訟

さて、西淀川から千葉川鉄公害訴訟の意義を考えてみますと、先ほど申し上げたように、公害行政が冬の時代にあって、裁判が勝てるかどうかというのが、まず踏みとどまる場所だったわけです。私は西淀川の裁判の和解金でできた財団法人に務めていますが、西淀川の裁判資料を資料整理したのが最初でした。千葉が勝てなかったら、ほんとうに他の裁判は勝てないということで、なぜか西淀川の裁判資料や患者さんたちの資料の中に、いっぱい千葉の資料があるんです。患者さんたちは何回も千葉に行っている。千葉の写真もいっぱいあるんです。「なんでこんなに千葉の写真が、千葉の資料が、千葉のピラがいっぱい入っているんだろう？」ということが、資料を整理していてよくわからなかった。まだ学生の頃ですから、「なんでこんなに…？」と思っていたのです。でも、それは千葉に全国の患者さんたちが注力をして、ここを勝たせないといけないと考えて、活動資金、運動資金も患者さんたちで集めて動いていた。そういう、すごい熱を感じる資料群です。ただ、どうしても、公害の問題をとらえるということになると、地域史になってしまう。地域史が悪いわけではないのですが、地域の中だけの話としてとらえられることが多いのです。でも大気汚染の問題を考えると、こうやって地域を飛び越えて、連帯して動いていたというところを見ないと、実は見えないんだなということも、資料から教えてもらいました。

また、西淀川の原告団長—千葉と言えば稲葉さんのような方ですが—の森脇君雄さんが、おとといくらいですか、財団の事務所に突然やってきました。「あんた、高橋先生としゃべるんやろ」ってやってきたのです。そして、「高橋先生によろしく言っといてな。でな、やっぱりな、千葉の裁判はな…」と言って語り出してくださったんです。それで「千葉の裁判で西淀川にとっていちばんためになったのは何だったんですか？」と聞いたら、やはり、和解のベースだというんです。先ほど、高裁の判決を見たかった、という高橋先生の熱い気持ちや、「あれは勝てると思った」とおっしゃるのを聞いて「そらそうやろな—」とってお聞きしていたのですが、やはり和解の部分で、川鉄とどうやって話をしていくのかという点を全国の人たちが見て、学んでいたという部分が非常に大きかったと聞きました。西淀川の場合は、被告に川鉄は入っていないんですが、住友金属と神戸製鋼が鉄鋼会社として被告の中に入っています。そして、いちおう鉄鋼の関係は横でつながっているらしいんですね。鉄鋼の人たちは鉄鋼で足並みをそろえて動いているそうです。ですから川鉄のつながりで、神戸製鋼や住友金属と話ができるということで、つながっていきやすい。ですからここで川鉄の人とお話できたということで、その関係性の中から解決の道ができてきたということが大きかった。これはたぶん、高橋先生はお聞きになったことではないかと思うのですが、先ほど高橋先生が、経営陣が謝罪してくれたということをおっしゃっていました。「これがスタイリッシュだったんや〜」というのが、森脇さんの評価です。つまり土下座をさせなかった。そこが「あ、それでええんや」と思ったと。というのは、どうして

も恨みつらみが高まっていった、企業の人たちに土下座させたいという気持ちになる人が多い中で、千葉の人たちはそうではなく反省の意を示すということで、患者さんたちが納得した。その姿を見て、これでいいんだ、つまり土下座をさせるということは向こうの尊厳も傷つけてしまうわけですから、そこまですることはないんやな、ということ「学んだんや…」と3日前に森脇さんから伺いました。

3) 公害の経験の伝承と資料保存

ところで、私はいったい何者だ？と皆さん思われているかもしれませんが、私は今申し上げた通り、大阪の西淀川からやってまいりました。ちょうどスライドではオレンジ色で塗ってある、クジラの形をしているところなんですけれども、淀川の最河口になります。ユニバーサル・スタジオ・ジャパンがあるのがこの此花区のあたりで、尼崎の工場地帯が隣接している。阪神工場地帯の真ん中にあるわけです。ただ、西淀川には中小企業しかなく、大企業はありません。でも周りを関西電力や神戸製鋼、住友金属、大阪ガスなど大企業に囲まれているため、「もらい公害」ということで大気汚染が起こった地域です。

これが、昭和2年当時の写真です。国道2号線沿いなんですけど、こうした幹線道路沿いにいきなり工場ができる。でも規模は小さいですよ。これは歯車工場なんですけれども、田んぼのなかにもできる。そういう場所です。これがどんどんどんどん増えてくるわけです。

悲しいことに地盤沈下が認められた地域でもありまして、戦前からすでに地盤沈下が進んでいます。工業用水を汲み上げすぎて起きた地盤沈下で、西淀川は全域がゼロメートル地帯、あおぞら財団のビルはマイナス1.5メートルのところにあります。ですから、毎夏台風が来ると、このように水に浸かったのです。工業化していく中で水質汚濁もひどくなり、川はゴミ箱状態になったりもしました。ですから問題は大気汚染だけではなかったのです。

大気汚染は、こんな感じですよ（写真）。よく博物館などから、「大気汚染の写真ください」と言われまして、「はい」って出すんですけど、「いやーもうちょっとクリアに写っている大気汚染の写真をください」と言われるんです。「いやいや大気汚染ですからクリアには写らないんです」ということを言うんですけど（笑）、「これはもう戦争みたいですね！」とよく言われます。真ん中に少し色がついているのがおわかりになりますか？鉄鋼の高炉から出ている煙です。七色の煙です。ただ、患者さんはこの中にいても「全くわからなかった」と言います。繁栄のしるしなので、「なんかちょっといつも曇ってるなー」「目の中铁粉入ってるなー」ぐらいの話だったそうです。

これは1975年頃の新聞記事ですが、大気汚染の都市別番付を環境庁が発表しています。その中で1位は尼崎、2位大阪、3位東京となっていますから、尼崎と大阪とほとんど同じところにある西淀川なので、ほんとうにひどい状況だったはずですよ。

これは財団の所蔵資料なんですけど、四日市の判決が終って、各地の市民団体に拍車がかかり、反対運動をすることになっていきます。実は西淀川の場合、大気汚染は工場だけではなく、国道と高速道路がたくさん通っていることもあって、二酸化窒素の問題と硫黄酸化物の問題と、問題が二つあったのです。そして公害国会を経て公健法の指定地域になったということもあって、早

く地域指定を解除させたい大阪市はいきなり立ち入り調査などをして汚染を止めたんです。それでいきなり基準値以下になるんですけども、車の方の汚染はなかなかよくなって、汚染が継続してしまったというのが西淀川の状況です。

そして裁判が行われます。被告が 10 社、原告が 726 人。これは全員、公害の認定患者さんです（西淀川にいる公害認定患者さんの全員ではない、西淀川だけでも累計で 7,000 人ほどの患者さんがいる）。被告は企業だけではなくて、国（建設省）と、阪神高速道路公団を訴えたわけです。裁判の引き伸ばしは西淀川でもありまして、長引きました。長かったのですが、署名を集めたりなどして共感を広げて、千葉の手法を学びながら同じようなことをやっていくわけです。裁判の判決としては、道路管理に責任があつて、自動車排ガスの健康影響が認められて、企業にも勝って、地域再生のために資金を出しましょうということになりました。ということで、あおぞら財団が設立されます。

1996 年に財団が設立され、正式名称は「公害地域再生センター」といいます。一応、国の財団法人です。裁判の和解金を使ってつくった財団法人で、国や府・県からのお金でつくった財団法人ではないのです。NPO 法人がまだなかったので、公的なものとして活動できるようにということであまり「財」はないのですが財団法人という形で活動しています。

設立趣意書によれば、これは「たんに自然環境面での再生・創造・保全にとどまらず」、企業と行政と住民の信頼・協働関係を再構築するという非常に難しいことを掲げて設立した財団なんです¹⁵。これはレジュメにも書いたのですが、「わが国の公害問題の不幸ながらもその貴重な経験や教訓は、次世代へ、世界へと受け継がれ、生かされていく必要が」あるのだ、ということで、わが国の公害経験に関する情報を提供するとともに、公害地域の再生に向けた国際市民ネットワークの形成を目指すということが掲げられている。つまり「西淀川のことだけしてたらええんちゃうでー」ということが書かれてしまっているんですね。ですから、小さいながらも資料館もこのように運営しています。これが所蔵資料です。共生社会研究センターほど広くないのですが、このように裁判の資料なども保存しています。製本した裁判資料も含め、いろいろな資料があります。公弁連、弁護士さんたちの連合会の資料や、総行動の資料なども保存しています。

皆さんに「資料館だより」をお配りしているのですが、10 周年を記念してつくったもの¹⁶をご覧ください。ここにあるように、私たちが活動する中で大切にしているのは、「多様な視点」ということです。これはESD（Education for Sustainable Development）、つまり持続可能な開発のための教育という観点を非常に大切にしながら活動しています。もちろん被害者の視点は一番大切だと思って活動しているのですが、行政の視点や企業の視点、町の人たちの視点もまた、きちんと見えるように、と思って活動しています。そのことは、「公害-みんなで力をあわせて」、という展示パネルをつくることからはじまりました。学校の先生に「公害の教育してください」とお願いに行くと、「いや～、被害者の声ばかり言われても公害の全体像がわからなくて、ど

¹⁵ 財団法人公害地域再生センター 設立趣意書。
<http://aozora.or.jp/wp-content/uploads/2011/04/seturitusyuisyo.pdf>

¹⁶ あおぞら財団附属 西淀川・公害と環境資料館 エコミューズ 「資料館だより」 第 57 号（2016 年 10 月）<http://aozora.or.jp/pdf/siryokandayori10.pdf>

うやって公害ってよくなったのかわからないんですよ」という注文をつけられたわけです。でもそれは、被害者の人にはよう言わんわけです。私たちのような立場の人には言える話なのです。でも言われてはっと気がついた。それまでは、被害者の人に語り部をしてもらえばわかるだろうと思っていたのですが、それは非常に乱暴な考え方だったことに気がついたのです。それから、いろいろな方の聞き書きをしていって、『西淀川公害の40年』（除本理史・林美帆編著、ミネルヴァ書房、2013年）という本にまとめました。街づくりや医療、学校や自治会の活動や、生協の活動との連帯などをどうやってきたのかということですか、被害者、行政、弁護士、企業担当者の聞き書きをきちんとやって、みんなに見てもらえるように活動してきました。

ところが、もう一つ問題点があるのです。それは、「西淀川公害のことばかり言っても公害が伝わらない」ということ。これが非常に大きな問題としてあります。それでこんどは、公害の「スタディツアー」というのをやる。現地でいろんな人にお話を聞いて考える、そういうツアーをやってきました。もう一つは、「記録で見る大気汚染と裁判」というホームページをつくりました。独立行政法人 環境再生保全機構のホームページ¹⁷の中に、この「記録で見る大気汚染と裁判」のページをつくっていただいています¹⁸。先ほど高橋先生が、「千葉の資料がネットで読めるようになってうれしい」とおっしゃってくださって、「うう...うれしい!」と思ったんですけれども、それはこのホームページのことなんです。環境再生保全機構というのは国の独立行政法人で、患者さんの補償の給付をするためにお金を集めるといった活動もしていますが、このように公害の経験を伝えるホームページもつくってくださってます。実質的な作業をしているのは私たちですけれども、とにかくこれで各公害地域の学びの素材を整理できましたし、他の様々な活動を通して、ステークホルダーを、つまりいろいろな立場の人をつなぐことが、教育でできるんだということがわかってきた。そして、各地域との信頼関係を築けたということがあって、ようやく「公害資料館ネットワーク」を結成したというのが今の段階です。立教大学共生社会研究センターにも入っていただいて、一緒に活動しています。お配りした資料のなかにある緑色のパンフレットが「公害資料館ネットワーク」のパンフレットなので、よろしかったらご覧いただけたらと思います。

さて、公害裁判の資料の保存・公開についてですが、裁判資料というのは、被害者だけではなく、企業の主張も入っています。しかも弁護士さんが時系列に整理してくださっていますし、「何が原因でどうなのか」ということがきちんと書いてあるので「わかりやすい」と私は思います。やはりこうした裁判資料が、公害のことを伝えていくうえでは基礎になるのではないかと思うのです。また、当たり前のことなのですが、公害裁判というのは、被害者が起さない不起こらない裁判です。ですから市民運動のないところには起こらない、市民運動があるからこそ裁判が起こっている。その証拠にもなるわけです。あおぞらを取り戻したいと願い、利害関係なく正義のために活動してきた人の思いが詰まった資料になっている。公害被害者の人たちを見ていると、やはりどうしても地域の中ではsになってしまうわけです。でもそうしたマイノリティの人たちの

¹⁷ 独立行政法人 環境再生保全機構. トップページ <https://www.erca.go.jp/>

¹⁸ 独立行政法人 環境再生保全機構. 記録で見る大気汚染と裁判.
<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>

思いというのが、まちづくりをする話の中で抜けてしまうことが非常に多くて、歯がゆい思いをすることが非常に多くあります。ですから、マイノリティの人たちの意見はこうだ、ここにあるんだ、ということは、資料を残さない限り絶対に残っていないのだと思います。だから資料の保存が非常に大切になってくるわけですが、それをどう活用していくのかというのがまた非常に難しい問題で、ここを試みてくださっているのが岩松さんですので、バトンタッチをしたいと思います。

司会：林さん、ありがとうございます。それでは次に、岩松真紀さんにお話をお願いいたします。

3. 岩松真紀さんのお話

「公害裁判の記録と思いを授業にどういかせるのかの模索」

こんにちは、岩松と申します。仕事としては現在、明治大学と東海大学で非常勤講師をさせていただいております。皆さんお疲れのところ申し訳ないのですが、もう少しお付き合いください。

高橋先生が先ほど、「資料を立教に預けて、そこで育ててもらっている」というお話をされていましたが、その資料にさらに育てていただいているのが私だと思っています。高橋先生は、「今なぜ川鉄訴訟を語るのか」、林さんは「公害裁判資料が伝えたいこと」についてお話をしてくださいましたが、私はそれをどう受け取って、どう伝えているかということについてお話することになると思います。

まずは私のプロフィールなのですが、私は「環境問題と社会教育」という科目を担当していて、そこで主に公害裁判の資料を使っています。また7年間病院薬剤師として勤務していた経験も、公害裁判の資料整理をするうえでとても役立っているなと思っています。また、住民の主体的な学習・活動—「運動」という共通性から、健康に関する学習・教育や、公害教育、子ども食堂、9条俳句訴訟などに研究関心を持っていて、そちらにも関わっています。とくに9条俳句訴訟では、この裁判資料を整理したことがとても役に立っています。

1) 公害裁判資料との出会い

公害裁判資料との出会いというのをまずお話ししないと、私は何者かが伝わらないと思うので、お話しします。最初に、あおぞら財団さんからお声がけをいただきまして、資料整理のバイトをさせていただきました。昨年(2017年)前期、非常勤講師のお仕事がなかった時期に、「お仕事」としていただいたのです。最初に「東京公害患者と家族の会」の事務所で、写真資料を整理するという仕事をもらいました。事務局長さんにずっと張りついて、一枚ずつ写真を選んでいくという、ほぼ聞き取り、インタビューをしているような仕事だったので、今にまでつながる運動と被害というものについて、結果として直接伺うことになりました。

その後、立教大学での千葉川鉄公害訴訟資料整理作業の終盤に関わらせてもらいました。担当したのは、証人尋問の際の証人調書と速記録だったのですが、たまたま、主に専門家と有識者（科学者・医者・行政担当者等）に対する証人尋問を整理するというのが私に当たりました。先ほどから話が出ているように、お互いに「科学的にこれが正しい」という主張をされているので、「科学は誰のために、何のためにあるの？」と思いながら、そして「裁判所が判断するの？」などいろいろな疑問を持ちながら資料整理をしたという経過があります。

2) 「社会教育と公害」の歴史

私は社会教育・環境教育を担当していますが、社会教育と公害には歴史があります。私は市民相互に行われる自主的な自己教育活動を、社会教育の一つの側面としてとらえています。一般的に公民館のような場所で行われるものだけが社会教育だと思われている部分があるのですが、私は、そうではないものも社会教育の一つの側面と思っています。ですから、公害の訴訟に関する様々な運動、それに伴う学習・教育というものも、社会教育だと思っています。年表で見ていただくと、まず社会教育の中でも有名な実践というのがありまして、沼津・三島・清水町の石油コンビナート建設反対の市民運動や、北九州戸畑区の校外公害学習、三六婦人学級というのが有名です。有名なもの以外に、当時公害と考えられていた、訴訟にはならないけれども無数の実践が社会教育にはありました。例えば東京だと羽村の婦人会の有害な食品添加物を使わない・使わせない四ない生活学校、九州・臼杵のセメント工場誘致反対運動、長野・上田市の公害から健康を守る住民の運動というように、訴訟にならなくても、当時は無数の、小さな公害から健康を守る運動、生活を守る運動が、社会教育の実践の中にあっただけです。

長野県上田市川西地区の、公害から健康を守る住民の運動ですが、1971年頃なので、ちょうど高度経済成長期ですね。その時期にふつうに子育てをしていた上田市内の婦人グループが、夏休みに子どもを川で遊ばせようということになり、「じゃあ行ってみようか、久しぶりに」と行ってみたら、「私たちが遊んでいたころの川じゃない！」ということに気がつく。そこからスタートして、有害物質の勉強などに進んでいって、結果として上田市内の大手スーパーの店頭で、無公害石けんと無添加ウインナー・ハムなどが陳列されるようになり、給食でもそういうものが使われるようになった。そうした結果を出した運動です。大きな訴訟などはやっていませんが、これに公民館が関わって、学習の場を提供していったという実践になります。

3) 授業「環境問題と社会教育」

では、私が担当している「環境問題と社会教育」という授業についてですが、これは明治大学の主に社会教育主事課程や教職課程の学生に向けて半期ずつやっている授業です。和泉校舎で2016年から始めていて、今年も後期に行う予定です。生田校舎では今年から始まっています。私のねらいとしては、環境問題を自分のこととして考えて、この先それにどう向き合っていくのかを考えられるようになる、ことです。

毎年最初に「自分の知っている環境問題を列挙してください」と尋ねます。いくつでも挙げて

よいとして、どんな答えが出ると思いますか？

非常に今の学校教育を反映していると思うのですが、去年は23枚回収して、一番上に出るのが「地球温暖化」または「温暖化」。二番目に「水質汚染・大気汚染」が来ます。「森林伐採」と「森林破壊」と答える学生も毎年多いです。「酸性雨」・「海面上昇」・「水位の上昇」くらいまで多くて、あとはどの回答も2~5人くらいですが、その一番上に「公害」がある。「環境問題を挙げてください」と言ったら、「公害」と答える人が5人はいた、ということがわかります。

公害裁判に関して使用している教材は、東京大気汚染公害関連だと、DVD「みんなで勝ち取った勝利和解—東京大気裁判たたかひの軌跡」です。先ほどお話しした聞き取りの最中にこうしたDVDがあることがわかり、毎年使わせていただいています。それから、林さんにゲストスピーカーとして来ていただいて話をしてもらったり、あおぞら財団が作成された教材¹⁹を使ったりしています。

「終わったこととしての暗記から、今に続くことがらとしての認識へ」というのが私の感想です。学生の話の聞いていると、公害は「終わったもの」として暗記してきた。でも授業が終わると「あ、今に続いているんだ」という認識にはなる—といっても、その点を研究したわけではないので、エビデンスが低いのですが、少なくとも学生からはそのような感想を得ることが多いです。例えば「中学・高校と公害は日本の歴史の一環として学びました。高度経済成長期によるものだ」と学び、裁判が行われたと知りました。まさか、今でも裁判が続いていて被害者の方がつらい思いをしていることを知りました—少しおかしな日本語ではありますが、新潟の裁判の新聞記事など、その時その時で報道されたことがあれば伝えているので、このように「まさか今でも裁判が続いているとは！」と学生は思うようです。また、「よく考えてみれば患者さんまだ生きてらっしゃいますよね！」という感想も多く、「ほんとうに過去のものと思っている」ということがわかります。

これがお借りしている（じつはいただいたんですけども）DVDです。和解までの状況が収録されています。それについての感想も先ほどと同じで、「小中高で環境について授業で触れることがあったのに、自分の身近で起こりうる、自分に関わりうる公害のことを全然知らなかったのだな」とか、「ほんとうの命がけで公害に対する訴えをしていたことが伝わった」「環境のことを深く考えず、便利だからというだけで技術革新を進めるのはほんとうにおそろしいことなんだな」と。このDVDの中に、ねばって撮った原告団長さんのぜんそく症状の動画があるのですが、その動画を見ると、苦しいのがほんとうに学生に伝わるようです。

また、東京大気汚染訴訟は1996年から2007年の裁判ですが、今の大学生はだいたい1995~6年に、大学院生であればもっと早く生まれていますから、「当時私はすでに生まれていたわけだが、このような闘争があるとは全く知らなかった。これが企業側や国や行政の話になると、また違う解釈になるんだと思う。私はこの授業を通し、真実を見極めたい」という感想もありました。これは授業の最初の方で、その後「真実が見極められたか」は聞いていません。また「東

¹⁹ アクティブラーニング教材「住民が動いたまち 大阪・西淀川の経験から考える市民力」

京にある道路が、ビデオにあった男性の症状のような健康被害を出していたことを、全く知らなかったのでもってショックだった。裁判の期間や費用はわからないけれど、国や企業を相手にたかひを挑むことはとてもたいへんだったろうなと思ひ、日本の国民はあまり社会活動をしていゝイメージはないけれど、私が知らなかつただけで、がんばっていた人がいたんだなと思つた」といふ感想を書いてくれた学生もいます。

ゲストスピーカーに林さんをお呼びして、西淀川の話をしてもらったあとの感想もあります。「公害の問題は、自分から関心を持って知ろうとしないとわかることがない。一つ一つのきっかけを大事にしてしっかり伝えたりしないといけなひ」と。林さんはその時、大学生が公害の起きた地域をめぐるスタディツアーの話をしてくれたので、自分たちと同じ大学生が公害といふ問題に関わつて、しかも役に立っている、といふところが学生には響くみたいです。「もっと関心を持って公害について調べることを始めることが必要だと感じた」など、全く知らないことを知る、知つたらその先が必要だ、といふ感想が出ています。

私の印象としては、中学・高校で習う四大公害の原因・地域・被害といふのは、暗記して知っているんです。ほんとうに「よく知ってるねー！」と思ふくらい知っているのですが、西淀川や東京の大気汚染について、いまだに苦しむ人がいることを知らない。予想できない。今いる地域に大気汚染があるといふこと、「東京に大気汚染つてあつたの？」といふこと、そこで驚いてしまうのです。また、「自分が生まれてからこれが起こっているの？」といふ驚きも大きかつたように思ひます。あおぞら財団で製作された西淀川公害の教材には、ロールプレイングがあります。「西淀川の経験から考える市民力」といふことで、5つの家族になりきつて、どのような経過を経て裁判になり、その後どうなつたかといふことをロールプレイで体験します。それをやつて実際に公害の被害者家族といふ立場になつてみると、その原因となるものを「心から憎い」と思ふようです。「人の働きかけによつて、公害や環境問題に対する意識が高まるといふのを感じたので、強く訴え続けることは大切だと思つた」、「公害は被害者だけの問題ではないといふのが重要だと思つた。その地域の中で誰かが立ち上がつて発信していくことで、全国の人々も応援してくれるようになり、社会全体を変えていけるようになるのだと感じる」と実際になりきつてやつたらそう思つたようです。「僕はふつう、世論といふものをあまり信じていないのだが、役になりきつていたら、ここは世論に訴えなきやだめだと思つた」とあつて、「なりきるとそうなるもんですね、先生！」といふてくる。「やっぱり科学だけを伝えていても伝わらない、患者さんの思ひを伝えて、世論をつくつて行かなきやいけなひといふ気持ちになりました」といふ感想を書いてくるわけです。

またワークシートを使つて、ある亡くなられた患者さんが実際にどんな被害を受けたか、がわかると「過去にあつたことを全て反省して今日に活かせばどんなにいい社会になるんだらうか、と思つたけれども、それができていない、どうしてできていないのかをこれから考えていけたらいいなと思ひました」、「被害者やその親が企業や政府に訴え続けなければ、世の中は変わつて行かないし、つらいかもしれないけれども原告として声を上げてくれたおかげで、今の私たちの生活があるのだとつくづく感じます」といふ感想がありました。

だんだんこういう気持ちになってくるんですけれども、授業の最初の方は「誰かが、何もしなくても自分たちのいいような世の中をつくってくれているんだな」と、あなたたちは思っているでしょう！と言いたくなるような感想があります。「こんなにひどくなる前に、国や行政は何かしたらよかったのに」とよく書いてくるんですけれども、授業後半になると、「あ、そうではないんだな」ということがだんだんわかってくるようです。

4) 授業3年目の状況と課題

さて、ここで少し千葉川鉄訴訟について触れたいと思います。先日、1970年代に書かれた一本の卒業論文が私の手元に届きました。「いま千葉川鉄の裁判資料を整理しているんです」と話したら、「こういうのがあるよ」ともらった資料です。1975年度提出の学部生の卒論で、タイトルは「地域開発にともなう地域構造の変化と住民意識の分析」。千葉大学の福尾武彦先生を指導教官として、山崎あや子さんという方が書かれたものです。この方は数年前に亡くなられて、その後パートナーの方がこの卒論を冊子にしたんだそうです。それを私がいただきました。ある章の参考文献として、「青空裁判ニュース」第2号、「支援する会通信」「川鉄公害訴訟原告訴状」「同準備書面」「同被告答弁書」、川鉄が発行した「クリーンインダストリー」などが挙げられていて、当時すでに裁判資料を使って卒論を書かれた、ということがよくわかります。もちろん、本来は原稿用紙に書かれたのを打ち直して冊子にされたのだと思います。

この山崎さんの調査の一部として、寒川町町民へのアンケートがあります。266名に送付して82.8%の回収率だったそうです。彼女の狙いとしては、ぜんそく患者が増え、交通量も激増したこの町に対し、住民はどんな関心を示し、どのように対応しようとしているのかを調査しようということでした。「公害の被害を受けていますか」という問いに対し、「はい」が92%で、「いいえ」が8%。その他に、「大気汚染以外に被害を受けていますか」という質問に対し、「排気ガス」と回答した人が124名で、発生源として自動車もあることがわかります。また、「公害訴訟についてどうお考えですか」と1975年時点で聞いていらっしゃるのですが、「関係ない、何とも思わない」が2%、「公害はひどいが裁判をしなくてもよいと思う」というのが21%、「川鉄も公害対策をしているからだんだんよくなるんじゃないか」が28%、「住民側を応援したい」というのが43%、その他6%という結果でした。この町の当時の状態がわかるものを見たのはこれが初めてだったので、皆さんにもご紹介しようと思って持ってきました。卒論なので、学部生にどこまでの精度を求めるかという点ではありますが、いちおう紹介しようと思ったのです。

また町内に、公害の被害をまとめるモニターがいたそうで、川鉄の方針によるものらしいのですが、そのモニターについて「知っていますか？」と聞いたら、「はい」と答えた人が23%しかいない。それすら知っている人がいないのなら、ここをもっと使えばいいのではないかという指摘を、山崎さんはしています。結論としては、「無自覚的にはあっても、地域がそのあらゆる構成員をもれなく含んでいるというところに注目すべきだ」と言っていて、閉鎖性や限界性はあるけれども、祭りや子ども会を企画できる組織された集団がそこにあるということは、住民の変革の力が組織的に創出される可能性と条件が地域にはあるんだ、と論じています。裁判をする原

告以外の人びとにも触れて書かれているんだと思うのですけれども、ただ、その組織が、「草の根保守主義のにない手になるか、草の根民主主義のにない手になるかは、その構成員が選択できる」といった一文が出てきます。

また彼女は「あとがき」で、次のように書いています。「地域の末端での住民の生活や意識の変革過程は、どろどろとした感情や利害がまじりあい、決して直線的なものではない。だがその闘いの一コマ一コマと照らしあわせ、結びつけながら、ともに地域変革の主体として力をたくわえていきたいと思う」。

山崎さんはこの後、小学校の先生になり、地域での活動も亡くなる直前までずっとなさっていました。この「あとがき」に書かれたことをちゃんと最後まで守っていかれたのだと思います。

お話ししてきた「環境問題と社会教育」の授業3年目の課題なのですが、この卒業論文の「あとがき」と比較したときに、あらためて「学生たちは何を学んだのか」ということを、私も分析しないといけない、問われている、と思いました。また、資料の活用方法も課題です。皆さんの思いを受け止めて有効活用したいと思うのですが、そのままに授業に活かすことは、私の授業ではかなり難しい。例えば千葉川鉄訴訟について、証人の証言が原告と被告で正反対だということを取り出して、見せることはできます。でも取り出してきて見せるといっても、私はそこを読んだからわかりますが、そうでなければけっこう大変で、難しいと思っています。

また、明治大学の生田校舎で開講しているので、ほんとうは川崎の公害をやりたかったのです。でもそれをまとめるのはなかなか難しいというところがありました。以上です。

(休憩)

ディスカッション

(司会・ファシリテーター (平野泉)) それでは、もう 30 分くらいしか時間がないのですが、少しディスカッションを進めていければと思います。ファシリテーターと言っても、私は公害のことをよく知っているわけではないので、お話はお三方にお任せするのがベストと思います。まずは高橋先生に、先生のご活動や、先生を含めた原告と弁護団と支援者の活動の結晶として残された裁判資料を、それぞれの形で受け止めたお二人のお話をお聞きになって、先生の方から何かもう少し言っておきたいということがあれば、お話いただければと思います。

(高橋) 今回のお話の準備をする過程で、あらためて私たちのやってきたことが、前向きに受け止められているということについて、とても驚いているという面があるんです。それと同時に、ゆうべ自宅でこの本 (『私たちの青空裁判』) を開いて読んでいたのですけれど、他の訴訟との関係について少し比較してみると、やはり最初の段階だったせいもあって余裕もなかったのだらうと思うんですが、貴重な記録があるにもかかわらず、資料の中からくみ取るものの総括というか、後世に残していくような、そういう議論と態勢ができなかったことについての反省があります。あれからずいぶんたってしまい、また患者さんもかなりの多くの方が亡くなられてますし、今からでは難しいと思いますが、何らかの形で、あそこまで命をかけてつくり上げてきた、全国の支援してくださる皆さんとスクラムを組んでやってきた、それをもう少し活かす方法を考えてみたいと思います。

また、さっき申し上げる機会がなかったのですが、患者の皆さんの変化というか、成長といますか、それに関連してスローガンのようなことをいくつかご紹介しましたね。「返せ命と青空を」とか、そういったものがありましたが、もう一つ大事なものとして、「戦争こそ最大の環境破壊」という、もっと大きなテーマで結束を高めるような流れがありました。全国の患者会の皆さんとスクラムを組む中で、すごいと思ったのは、平和の問題と人権の問題、公害の問題をひとつくりにとらえておられる皆さんがいて、ずいぶん教えられた。それだけはお伝えしなければならないと思うんです。

そういう観点では、今、遺憾ながら憲法 9 条そのものがあやうくなっているという状況です。そして憲法 9 条だけではなく、この裁判の根底にあった、人間の尊厳、個人の尊厳、つまり憲法 13 条や、幸福追求権を憲法上保障した憲法 25 条などの基本的人権条項自体も、このまま黙っていたらあやうくなるのではないかと。そんな危惧を持っているのです。ですから、公害を卒業したわけではもちろんないわけけれども、この間私自身も、憲法問題について求められることが非常に強くなってきている。それを考えると、自分が皆さんから学んできた、「戦争こそ最大の環境破壊だ」という、原点の一つであるスローガンを私自身も思い起こして、平和と人権、公害の問題というのはやはり一緒だ、根っこは一つ、通底するものだという認識を広めていきたい。当然のことではあるのですが、その認識がないと、再び公害で

苦しむ、人権を侵害される人を生み出してしまふ。そうしてはならないというのが、僕らの基本的な要求として根底にあるわけですから、そういったもう少し大きな視点で整理してみたい。ローカルなたたかいが、せっかく皆さんの力で全体にこう広まっていくきっかけをつくっていただいたので、その辺のところをもう一度、僕の弁護士生活がいつまで続くかわかりませんが、自分自身の生きざまともオーバーラップさせながら、整理しなければいけないな—と思っています。どこまでできるかわかりませんが、そんなことを思いながらお二人のお話を聞いていました。

そういう意味でも、資料を皆さんに整理していただいて、生意気に「あれを育ててください」なんて言ってしまいましたが、「育ててください」というのは、「こちらの方も何かできないかな」ということで、今日は千葉の仲間たちがたくさん来ていますので、「何か少し相談しようかな」という気持ちになりました。

(平野) ありがとうございます。資料を育てるという意味では、お二人の活躍が大きいと思うんですけども、今の高橋先生のお話を受けて、林さんと岩松さんから一言ずついただければと思います。

(林) 非常にうれしい言葉をいただいて、「やってきてよかった！」と思っています。やはり、「資料の保存が大切だ」ということをいきなり申し上げても、何か形にならないとわかっていただけない部分があるんですね。こういう風に整理されて、会場に展示という形で出してもらおうと、「あ、そうか、こういうことなのか」とわかる。そうすると、「じゃこういうふうにやっっていこう」と思っていただけのではないかと思うので、ぜひフロアにいらっしゃる方で、「こういうふうにやっしていきたい」とお考えの方、今日、他の地域の方もいらっしゃるし、研究者の方たちも来てくださっていますけれども、何かこうやっしていきたいという話があれば、フロアから発言してもらえたらうれしく思います。

(岩松) ここにある資料の中には青焼きのものがあるのですが、今の大学生は青焼きを見たことがないので、「これを日光にさらすと見えなくなる」というと驚かれます。そのくらい、今これを保存している、ということが貴重である。また、個人的にこの資料と聞き取りと両方やった感想としては、裁判資料は裁判資料で大切なんですけれども、裁判資料以外のチラシとかメモとか、誰かの手帳といったものも、運動の背景を知るにはとても大切なので、両方があってやっとならぬ程度わかる、でもさらに話を聞かなければわからないということを感じています。

(平野) いま展示の話が出てふと見ると資料が「一点なくなっている！」と驚いたのですが、会場においでの方が真剣に読まれているので安心しました。それほど資料には力があるということなんです。また裁判の資料は非常に生々しいので、これを「上演する」といいますか、

以前「国会の議事録をみんなで音読する」という運動がありましたが、ああいうふうにやってみるのもいいのではないかと思います。それでは時間も押してきましたので、ご参加くださった皆さんの方から、ご意見、ご質問などいただければと思います。

(質問1)

裁判が終わってから、公害はなくなったのかということ。私は基本的にはなくならないと思います。企業の体質は変わりませんから。資本主義で、カネもうけをするという集団がある限りは、なくならないと思います。なくなったのは何かというと、環境基準があって、それを超えているような状態があれば、それは会社も社会的責任がありますから、下げます。例えばSO₂もNO₂も下げたと思うのです。しかし基準がないもの、例えば粉塵でどこから飛んできたのがわからないもの。煤煙というのは煙突から出るので測定できます。しかしどこから飛んでくるかわからないものは測定のしようがない。結果として公害は発生するのだけれども、どこから何が出たのかはわからない。そういうものは残っていると思います。高橋さんががんばってくださった川崎製鉄の周辺でも、いまだに粉塵問題が起こっている。起こっているどころか、終わっていないんです。川鉄操業以来70年間、粉塵は出しばなしだと思います。これは、操業している限り対策は取れないだろうと思うのです。そういう点について見解をお伺いしたい。

四日市に野田(之一)さんという有名な原告の方がいらっしゃいますが、彼は裁判が終わったときに「裁判に勝っても煙は出ているじゃないか」と冷たく言いましたね。彼は漁民ですからよくわかるわけです。村度しない人ですから。彼は現在も「心から四日市がきれいになったと喜ぶ気持ちにはなれない」と言っていますから、やはり公害は終わっていないんだと思います。また、何が終って、何が終っていないのかということもあると思います。これは弁護士さんの責任じゃなくて、社会の問題として研究されなければならないのではないかと思います。

(高橋) その通りだと思います。環境基準そのものも、悪く緩和されたことを物差しにしている。ぼくも今日来るときに、現在の千葉市の、公式の汚染データについて見てきたのですが、だいたい100%一光化学スモッグ関係については達成率がどーんと低いけれども、他の物質についてはだいたいクリアしているということが書いてある。実際はしかし、質問者の方がおっしゃる通りだと僕は思います。

そういう意味では、そもそも日本の開発の歴史がある。さっき申し上げたように千葉市の開発の歴史をみると、あそこに空き地があって、60万坪をただで提供し、当面5年、最終的には10年間、地方税・事業税もタダにするような優遇措置をとって、企業にきていただいた。そういった開発の歴史がやはり根底にあるだろうと思います。そういう意味では立地そのものに過失がある。だいたい人が住んでいるそのすぐ近くに、東京ドーム180個分の大公害発生源を立地させること自体がおかしい。そのことが問われているだろうと思います。そう

いう点からいえば、この国の開発の歴史というか、開発のあり方そのものについて公害裁判という形で問題提起はしたけれども、基本的には今の国の開発政策、あるいは経済政策の根本的な転換にはつながっていない。したがってこれから、千葉を舞台にしてそこまでやれるわけではないけれども、全国の力を合わせてここまで問題提起をしたのだから、さらにその先の、根本的な解決に向けた、日本の開発政策そのものの転換も視野に入れた政治の変革というか、そこまでたたかい続ける必要があるだろうと思います。そういったものの一翼として公害患者の皆さんはたたかい、公害弁護の私たちもその一部を担わせていただいたわけですから。

ただし、「現に今ある公害をどうするの」という問題、千葉川鉄で言えば和解が1992年の8月10日に成立して、外に出たら真っ青な青空だった、という、あれで全て終わったわけではないというのは非常に大事な問題提起だし、その点を忘れてはならないだろうと思います。現に今も、先ほど会場で資料をいただいたんですけれども、袖ヶ浦に石炭火力が新たにできるという。これは今の日本のエネルギー政策そのものの問題があるわけです。原発を基底エネルギーと考えたら、これはもうまずいわけですから。そういう点ではやはりこの問題についても、川鉄公害訴訟をたたかった知恵、力はだんだんなくなってきているかもしれないけれども、知恵は残っているわけなので、それをどうやって活かせるかについて、考えていきたいと思います。

(質問2) 高橋弁護士、ほんとうにありがとうございました。30年前の法廷の様子がほんとうによみがえって、一言話したくなりました。私は当時川崎製鉄の社員で、定年まで働きました。裁判のとき、高橋弁護士や磯村さんと傍聴券を獲得するために徹夜したんですけれども、その時、裁判長が「暫時休憩」って言いましたね。何事かと思いました。私はその頃、「社員としてどういうことが本当の支援になるのか」といつも考えていました。私は「社員もこの裁判を原告と一緒にやっている、そういう社員がいるのだ」ということを川鉄に、会社側に知らせようという思いで裁判に出てみると、「暫時休憩」という。何のこともない、次の法廷をいつにするかということでした。

原告側の方の弁護団は法廷の中に、川鉄側の10数人の弁護士は廊下にいました。私は、ともかく川鉄の経営者に「社員もいるんだ、市民の仲間にいるんだぞ」と思い知らせるために、あえてその場にいたわけです。そうしたら川崎製鉄の当時の副所長から注意されました。でも私は「ああ見つかったちゃった、失敗した」とは思わなかった。「あ、私の思いがかなったな」と思った。しかし原告のお一人が、「Sさんは川鉄の社員だからもっと静かに、隅っこに隠れている方がいいよ」と言ってくださった。そのときはとてもうれしかった。でも、私の性格からしてそれはできなかった。そういう経験をして、その後も「社員も公害反対運動やっている」ということを会社に示していきました。そのことをお話しておきたかったんです。高橋先生、ありがとうございました。

(高橋) なんか 30 年の時の流れがなくなっちゃったみたいですね。そうなんですよ。また元気でやろうね。

(平野) ありがとうございます。社員でありながら、住民の側に立つというのはほんとうにたいへんなことであっただろうと思います。30 年の時を超えて、立教という場でお二人が言葉を交わされているということに、今ものすごく感動しております。ありがとうございます。では次の方がいかがでしょうか。

(質問 3) 高橋先生にお伺いしたいんですけども、千葉川鉄公害訴訟第一審で、疫学的因果関係が認められたことは非常に重要な成果で、他の裁判に対しても大きな影響力を持つわけですが、これが結局和解した結果としてどうなったのかをお聞きしたい。

(高橋) 和解の条項をどうするかは、ほんとうに至難の業でした。そういう点では決して十分な和解条項ではありません。この本(『私たちの青空裁判』)の中にも、川鉄が加害責任を明確に認めたという文章はありません。それを盛り込むことは不可能でした。それで、全国の仲間の皆さんとも相談をしたのですが、第一審判決については取り下げることができないという形にして、一審判決を実質的に生かそうということにしたのです。それから、和解金額が 2 億 6500 万ということで、一審判決が 8000 万弱でしたから、3 倍くらいまで金額を上げました。また、和解の席で和解勧告を裁判長がして、そのときに法廷で、代表権のある副社長が遺憾の意を表すことにした。それから法廷に入る前に、患者会の皆さんの前で、川鉄本社内で、いちおうの「遺憾の意を表する」という意味での謝罪の機会をつくった²⁰。

文言上、「責任を明確に認める」という条項を入れるのは、和解という場では難しかったですね。これはどうしようか、ずいぶん悩んだんですけども、やはり、あまりにも長すぎる裁判でしたから、患者の皆さんをこれ以上裁判に拘束し続けるのは人道上もどうか、という配慮もあって、千葉で解決しえなかった、到達できなかった諸課題については後続するたたかいの中で全面的に解決する方向でがんばろうという方向へ切り替えた。

ただ判決評価という点では、いろいろと新聞でも報道されましたが、資料 7 をご覧ください。これはあえて、日本経済新聞や産経新聞がこの判決をどう見ていたか、ということをあらかためて確認する意味で、日本経済新聞の社説を選んだんです。「川鉄公害訴訟に学ぶもの」というタイトルで 8 月 7 日に掲載されました。この 8 月 7 日にも意味があります。というのも、8 月 10 日が正式の判決言い渡し予定日で、それを和解に切り替えたのが 8 月 5 日の深夜です。その 5 日の夜、私と被告弁護団の代表と 2 人で相当遅い時間に裁判所に行って、裁判長と相談したうえで、記者会見をやったんです。そのときにだいたいの中身についてはわかっていたので、それを受けて、この日経の社説が書かれた。ですから、これを見てあら

²⁰ 「和解成立の直前の 8 月 10 日午前 9 時過ぎ、川鉄東京本社ビル 20 階会議室で、川鉄本社西野孝雄常務が」遺憾の意を表し、「原告らに深々と頭を下げた」という。(『私たちの青空裁判』、p.34)

ためて考えたのは、「こんな和解では、責任なんて認めてないんだよね」とは書けず、そのように書かなかったのだ、ということです。記事の最後のところに、「川鉄はこの訴訟で、汚染原因は臨海工業地帯の全工場の排煙と自動車の排ガスの複合によるものだ、と主張し続けた。だが川鉄の場合、この地域共同責任論を押し通し続けるには、あまりにも存在が大き過ぎた。やはり個別の企業責任論に立って独自の打開策を講じるべき立場にあることは明らか」だとあります。そして最後の一行に、「企業・行政当局には十分な情報公開にもとづく未然防止型の環境管理が不可欠である。産業界が川鉄公害訴訟から学ぶべきはこの点である」とある。この点は僕、あまり気がつかなかったんです。ですから、これで「よし」とは言いませんが、ぎりぎりのたたかいのなかでここまでは認めさせた、言わせた、という、その辺でいちおう納得をしようと思っただけです。

でも、やはりどこかに引っかかりますよ。ですから、できれば高裁判決で明快な判決を出してもらいたかった。千葉地裁判決の弱点、つまり損害論のところの弱点が中心ですけれども、そうした弱点も克服して、疫学的因果関係論を高裁レベルでしっかり判決に書き込ませる、一審判決を後退させないでね。「そういう判決が欲しかったなあ」と、夢に見ることがあります。でもそれは、やはり千葉だけのたたかいではなくて、全国のたたかいのなかで自動車排ガスも含めた複合汚染とのたたかいが、大きな成果を一最後は東京大気汚染訴訟が今までの積み重ねの到達点となりました—徐々に上げていきましたから。そういうことで、まあトップバッターとしてはしかたないかな、とぼく自身も納得しています。ちょっとごまかしの答弁になったかな（笑）。

(質問4) 高橋先生、まあ勲先生と僕は呼んでいますが、最初からというか、一審判決のときなどもいっしょに朝まで飲んで…（笑）。まあいろいろありますが、被害の問題と、大気汚染裁判の各裁判、東京までのつながりのことを若干発言しておきたいと思います。

先ほど環境基準の問題も出たのですが、今年6月6日の大気局長との交渉の中で（今日ご出席の方でその場にいらした方もおられますが）、「ほんとうに空気はきれいになっているんですか、あなたの使命はまだ終わってないでしょう」ということを、（水島の）被害者・公害患者として強く主張しました。環境基準を守っていれば被害が出ないんであれば、裁判なんて起こっていない。環境基準は全部守ったというふうに被告側はみんな主張したけれども、われわれが全て勝ったんだと。いま倉敷は水害でたいへんなのですが、水島というところは、イグサの有名なところなんですね。で、環境が汚染されると、まずイグサが枯れてくる。イグサの先枯れから始まるんです。それから人体被害まで行くわけですが、じゃあ、イグサが先枯れをしないほどきれいになっているのかということ、なっていない。だから、被害が出てくるのは当たり前でしょう、ということになる。そして、被害が出たらどうなるんですかと。患者さんは今でもいっぱいいるわけですよ。今は三万数千人と言っていますけれども、それは認定患者です。国民の二人に一人はアレルギーを持っているわけです。そういう患者さんは、東京はとくにひどいと思うけれども、空気が汚れたらすぐ発作が起きるんです。

ですから、それも被害なんです。そのことに思いを致さないような行政なんてあり得ない。だからといって、もっと空気をきれいにするために、環境基準をもっと厳しくすればいいんだ、ということにはならない。NO₂の関係では、専門の島（正之）先生（兵庫県立医科大学）がいらっしゃるから、私が言うことはないのですが、そもそも環境基準を2倍にも3倍にも緩めたときに、加害者側がそういうふうにしろと主張したんでしょう？それはどこから持ってきたのかというと、よその国から持ってきた。よその国ではこんなに厳しくないから緩めろと言って、緩めたのだらうと。でも日本人はアングロ・サクソンやゲルマンではなく瑞穂の国で育っているのですから、違うんです。「そのことを前提に考えなければいけないでしょう、大気局長は」と言ったわけです。

ですから被害は毎日出ているということを前提に、公害対策はやらなければならないだろうと思います。先ほど勲先生が言われたように、大気汚染には固定発生源と移動発生源があります。それが複合的に出ている。大気汚染の裁判でも、それがずっと一緒につながってきたんです。四日市の判決があって、そのあとすぐ千葉の判決でした。それから東京の和解までずっとつながっています。とくに水島の場合は、被告が川鉄で同じでしたから、千葉に勝ってもらわないと困るんです。固定発生源の方は、そういう意味では、全国の公害患者がもっともよく総括しているのは千葉の裁判について、運動論がどうであったか、という点です。固定発生源だけ相手にしているのは水島ですから、これは総括できるんですが、あと西淀川から移動発生源と一緒に、東京は移動発生源だけを被告にして裁判をしている。それぞれに総括のしかたが違うから、大気汚染の裁判全体としての運動論がどうであったのか、被害者の運動としてどうであったのか、ということは、まだまだ十分に総括されていません。これはこれからの話なので、そういう意味では資料保存はこれからもやっつけていかなければならないけれども、被害が続いているということだけは、みんなに伝えて行かないといけない。今のとくに若い人たちは、そんなに大気汚染の被害が出ていると思っていない。思っていないけれども、現に大気汚染の公害の被害者は、空気が汚れたら毎日発作を起こしているわけだから、今も毎日、大気汚染の被害はどこかで起こっているんです。そのことの認識をぜひ広めていただきたいと思います。

(高橋) お久しぶりです。ほんとうにお元気でうれしかったです。いまのご質問、というかご意見、その通りだと思います。今日お配りした「資料2」の2枚目、「向かい風の中の判決」（千葉日報、1988年11月15日）という記事に、「政治に動く公害行政」「振り子は企業サイドに」とある、この流れは変わらないですね。つまり、やはり行政は政治で勝手に動きます。この記事にも、「公害行政には、その時々政治力学が明らかに働いているようだ」とあります。まさに政治力学が動くわけです。そういう点では被害者である国民が、今の政治に対して物を言わない時代になったら、この振り子は完全に向こうサイドに行ってしまうのではないのでしょうか。そういう点で、この振り子が揺れ動いている中で、「非常に悪い、たいへんな時期に、あなたがたは判決を迎えるんだよね」ということでマスコミの皆さんが心配してくれた。

例えば「資料 6」、毎日新聞（1988年11月18日）の社説「大気汚染は終わっていない」は、「結果は、いい意味で予想に反した」と書いています。やはり国民のたたかいがなければ人権も守れないということは、今もしっかりと見極めておかなければならない。

そして、被害者は今でもいる。沖縄もある。原発もある。地震があちらこちらで起こっていますが、原子力は、人類が制御できるエネルギーではありません。そういう意味で、憲法論とのからみで言えば、やはり唯一の被爆国日本として、そもそも憲法9条ができたのも被爆体験が大きな役割を果たしているわけですから、原発に依存するようなエネルギー政策にしがみついているというのは、とても認めるわけにはいかない。沖縄だって、あれだけの被害があるにもかかわらず強行しようとしている。これはおかしいですよ。ですから、そういう意味では日本中ありとあらゆるところに被害者がいるわけで、まだまだ人権大国とはとうてい言えません。

日本の民主主義はまだまだ先が長い。そのところを自覚しなければいけないと思います。そのためには僕も長生きしなければならないなあ。日弁連から50年の表彰をもらったからといって、ゆっくり楽隠居するわけにはいかないなあ。あらためて怒られたような気がしますね。昔から怒られっぱなしですけど、皆さんからは。

(平野) 地域（水島）がたいへんな状況の中、遠くからお越しいただいてありがとうございました。じつはセンターの公開講演会は、ここ数年間アパルトヘイト、ベトナム戦争時代の脱走兵の支援、これに続いて千葉川鉄公害というテーマで来ています。それぞれ全然関係ないように思えるんですけども、実は共通テーマは、そもそも人権が踏みにじられている状況があるにもかかわらず、この国ではなぜいつも経済が勝つのか？という疑問であると感じています。

一方で、授業などの場で立教大学の学生と接していると、先ほどのフロアからのご意見にもありましたが、政府がつくった基準がある、国会がつくった法律がある、その通りになっていけば世の中はうまくいって、人権が侵害されるとか、人が差別されるとか、公害で人が死ぬというようなことは起こり得ないと考えている若い人がわりといるような気がします。そういう意味では、公害の経験ですとか、反アパルトヘイト運動の経験ですとか、平和運動の経験といったものを、もっと現代を生きるということに活かしていかなければならないということ、三人の方のお話を聞いていて強く感じました。では最後にお一人ずつ、一言ずついただければと思います。

(岩松) 今おっしゃったように、次の世代にどう伝えていくか、「伝わっていないよ」という自覚がまず必要ではないかと思います。伝えられずに育てられてしまったので、知らないのは彼ら彼女らの責任ではない。そう育てられてしまった彼らに、私がどう関わって行くのか、という風なとらえ方でいつもやっています。そういった意味で、今後もこの公害の問題を引き続き取り上げていきたいと思っています。

(林) 私は運動団体の人と日常的に接しているわけなんですけれども、その人たちと接しているといつも思うのは、運動に一所懸命で、記録を残すとか、伝えるということは二の次三の次四の次なんです。どちらかという、「今やらなきゃならない課題はここにあるだろう！」という感じで迫られることの方が多くて、「それをやらないとだめだ！」という感じでわーっと熱くなる。それはそうなんだと思うんです。でも実は、運動をずっとやってきてきた成果と言いますか、「これは達成したんだ」ということをもっとアピールした方がいいだろうと思います。

市民が運動することを後ろ向きにとらえている若い人たちがわりと多いわけですが、「社会を変えていけた」という意味で公害裁判は一つの成功事例なんですよ。千葉の人たちががんばって、川崎の人ががんばって、東京の人ががんばって、大阪の人もがんばって、倉敷の人もがんばって、みんなががんばったからこそ、今、この青空があるんだということが、学生たちには全然伝わっていない。もう少し自分たちがやってきたことをプラスにとらえて、発信することにも目を向けていただけたらうれしいなあ、と思っているところです。それをしていくと今の運動にもつながっていくはずですから、そこをうまくやれたらいいなと思っています。

(高橋) 今日は学ぶことがとても多かった。短い時間だったけれども、そういう印象です。あらためて思うのは、被害の記憶は一過性であってはならないということです。そういう意味では記録というのは、伝承していく、伝えていくという点ではきわめて大切な作業だと、あらためて自覚をしましたね。戦後世代がどんどん増えていく中で、私は 1941 年生まれなんですけれども、戦争被害の伝承がいまきわめて大事だと思います。直接体験がなくても、伝えて行かなければならない。そのためにどういう工夫をすべきかということが今、いろいろなところで問われ、工夫され、そして実践されてますよね。そういう意味ではやはり、戦争被害の伝承と同時に、公害もまた重大な人権侵害が起こったわけですから、その事実と、二度とこんなことを起してはいけないということを語って行く、伝えていく必要がある。また伝えていくこと自体が、現にたたかっている人々に少しなりと何らかの激励になるかもしれない。そういう意味で資料というものはとても大事なんだなと思いました。

最後に、今の話とダブる、しかもまた憲法問題の話になってしまうのですが、私は今ほんとうに日本国憲法がしっかりと活かされなければならないと思います。13 条が活かされ、9 条が活かされ、25 条が活かされるならば、あんな生活保護の切り捨てが行えるはずはないし、働き方、いや働かせ方改革だってできない。過労死の事件もたくさん担当しましたが、同じことがまた起こる心配があるわけですよ。ですから、大きな意味ではやはり憲法を活かす運動だと考えています。公害患者の皆さんも、そういう意識でやっていたのだと思います。今日は現在のこの国のあり方との関係で、ずいぶん学ぶことが多かったので、ぼく自身も地元に戻って、少し考えてみたいと思います。ありがとうございました。

(平野) ありがとうございました。憲法学者の奥平康弘先生が、憲法を「未完のプロジェクト」

と呼んでいることはよく知られていますが、60-70年代の公害に対する運動、それもまた憲法を活かすためのたたかいだった。ということで、皆さんも「未完のプロジェクト」の一部になっているということを実感していただけたのではないかと思います。ありがとうございました。スピーカーの皆さんに拍手をお願いいたします。(拍手)

では、副センター長の高木恒一から、閉会のご挨拶をさせていただきます。

閉会 高木恒一

センターの副センター長兼社会学部の教員で現代文化学科の学科長を務めております、高木と申します。最後にご挨拶をさせていただきます。あらためまして、スピーカーの皆さん、ほんとうに濃密な議論をしていただきありがとうございました。また本日お暑い中、この場に集ってくださった皆さまにも感謝申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

今日のこのイベントですが、「社会学部 60 周年記念」と銘打っております。立教大学社会学部は 1958 年に文学部から独立して設立され、以来、社会の問題を考えてまいりました。学問としての社会学がどうか、ということ社会学部の教員としては考えるわけですが、一方で教育機関としては「市民を育てたい」と考えています。「市民」というのはたいへん多義的・あいまいな言葉ではあるのですが、私どもが教育目標として掲げているのは、やわらかい感性をもった、社会に対して発見・分析・提言ができる人材を育てるということで、そのために努力をしております。今日、高橋先生のお話にも何度も憲法の問題が出てきましたが、人権を侵害されていることに気がついていない学生が多いという気がします。最後に過労死の問題をご指摘いただきましたが、実は学生たちはブラックバイトの現場にいて、しかもそれがブラックであることに気がついていない。あるいは就職活動—去年・今年はたいへん好調だと言われてはいますが—をしても、「就職して働く」ということにおいて「自分たちの権利を守る」ということに対する意識が希薄で、とても危険な感じがしています。そうしたことも含めて学生の教育を考えていく。そしてそのことを通して市民を育てていきたい、健全な市民—健全というのもあまりよくない言い方かもしれませんが—、少なくとも社会に対して「ちょっと待て」「ちょっとおかしいんじゃないか」と言える学生たちを育てていきたい。その一つの取っかかりが環境問題であり、運動であると思っています。

現代文化学科では、環境領域を重視し、地域の問題に取り組んでいます。私はセンターに関わりながら、センターの資料を読み・使いながら、いろいろなことを学生とともに考えたいとも思っています。残念ながらなかなか学生がこうした集まりに来てくれません。この会場を見渡していただいてもおわかりかと思うんですが、大学でやっているにしては年齢層が高い—こうした状況が、公開講演会でもずっと続いています。ただ、それでも私たちはこれまでやったこと、今日伺ったお話の重要性を受け止めながら、次を考えていきたいと思っています。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(以上)

社会学部創立 60 周年記念／共生社会研究センター共同開催

公開講演会

「青空のもとで生きる権利—千葉川鉄公害訴訟—審判決から 30 年」

(2018 年 7 月 14 日開催)

講演・質疑の記録

発行日：2019 年 1 月 31 日

編集・発行：立教大学共生社会研究センター

171-8501 豊島区西池袋 3-34-1

電話：03-3985-4457 Fax：03-3985-4458

E-mail: kyousei@rikkyo.ac.jp